

燕ささえあいプラン

第4次燕市地域福祉計画 第4次燕市地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度
(2023) (2027)



燕

市



燕市社会福祉協議会

目次

第1章	計画策定にあたって	4
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の位置づけ	7
	（1）関係法令による位置づけ	7
	（2）燕市総合計画および福祉に関する分野別計画との関係	9
	（3）燕市地域福祉活動計画との一体的な策定	9
3	計画の期間	10
4	計画策定体制	10
5	社会福祉協議会との連携	11
第2章	本市の現状	12
1	各種統計データからみる現状	12
	（1）人口構造の推移	12
	（2）世帯構成の推移	13
	（3）要支援・要介護認定者の状況	15
	（4）障害者手帳所持者の状況	15
	（5）生活保護の状況	16
	（6）生活困窮者の状況	17
2	第3次計画の検証	18
	（1）人と人の支え合いにあふれたまちをつくろう	18
	（2）「分かりやすい」「利用しやすい」サービスの「しくみ」をつくろう	18
	（3）市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちをつくろう	19
第3章	計画の理念と目標	20
1	基本理念	20
2	基本目標	21
3	計画の体系	22
4	地域福祉と「SDGs」との関係	23

第4章 施策の推進	24
基本目標1 誰もが支え合い、役割をもって活躍できるまちをつくろう	24
(1) 支え合い・助け合いの意識づくり	25
(2) 地域支え合い活動の推進	29
(3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり	35
(4) 市民主体の健康づくりの推進	39
基本目標2 誰もがつながり、切れ目のない支援に結びつくまちをつくろう	41
(1) 包括的な支援体制の整備	42
(2) 困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援	46
(3) 権利擁護の推進	53
(4) 多様な主体の活動の推進	60
基本目標3 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをつくろう	64
(1) 暮らしやすい生活環境の整備	65
(2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保	69
第5章 計画の推進体制	75
1 計画の推進	75
2 燕市地域福祉計画の施策指標	76
資料編	77
1 第4次燕市地域福祉計画策定に関するアンケート調査結果	77
2 燕市地域福祉計画推進委員会要綱	93
3 燕市地域福祉活動計画推進委員会規程	94
4 第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画策定経過	95
5 燕市地域福祉計画推進委員会委員名簿等	97
6 燕市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿等	98
7 用語解説	100

「*」がついている用語は、該当ページ下部の点線囲みの中および資料編「7 用語解説」において説明を掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化や人口減少が急速に進展し、ライフスタイルや個人の価値観の多様化、地域における人と人のつながりの希薄化が進み、家族を含む他者との支え合いの基盤が弱まっています。そのような中、社会経済情勢の変化とともに顕在化している社会的孤立^{*1}や8050問題^{*2}、ダブルケア^{*3}、ひきこもり、虐待など、個人や家族が直面する課題は、今後さらに複雑化・複合化、そして深刻化する懸念があります。

一方、近年は、大規模な自然災害が頻発し、災害時の助け合いなど、地域コミュニティや地域のつながりの重要性が再認識されています。

また、感染症の拡大を受け、当面は、対面を基本とする地域福祉活動と感染症対策とを両立させていくことが必要となっています。

こうした社会的背景の中、国においては、制度や分野ごとの「縦割り」、「支え手」、「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

燕市および燕市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、これまでお互いに連携を図りながら、本市が行政計画である「地域福祉計画」を、社会福祉協議会が民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、地域の課題を市民それぞれが共有し、地域自らが考え解決していけるよう意識啓発を図るとともに、市民が支え合い、助け合う仕組みと市民が参画し、協力できる地域づくりを推進してきました。

令和4（2022）年度末に「第3次燕市地域福祉計画」および「第3次燕市地域福祉活動計画」が終期を迎えるにあたり、令和5（2023）年度以降の地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、社会経済情勢の変化、国や新潟県の動向、本市の実情を踏まえるとともに、両計画の連携を一層強化し、より効率的かつ効果的な取組を行うため、両計画を一本化し、「第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

あわせて、「燕市成年後見制度利用促進基本計画」および「燕市再犯防止推進計画」を包含した計画として策定し、地域福祉に関する施策と連動させて推進します。

*1 社会的孤立：家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態のこと。

*2 8050問題：ひきこもり問題が解決されないまま長期化している子どもを高齢の親が支えている状態のこと。

*3 ダブルケア：子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。

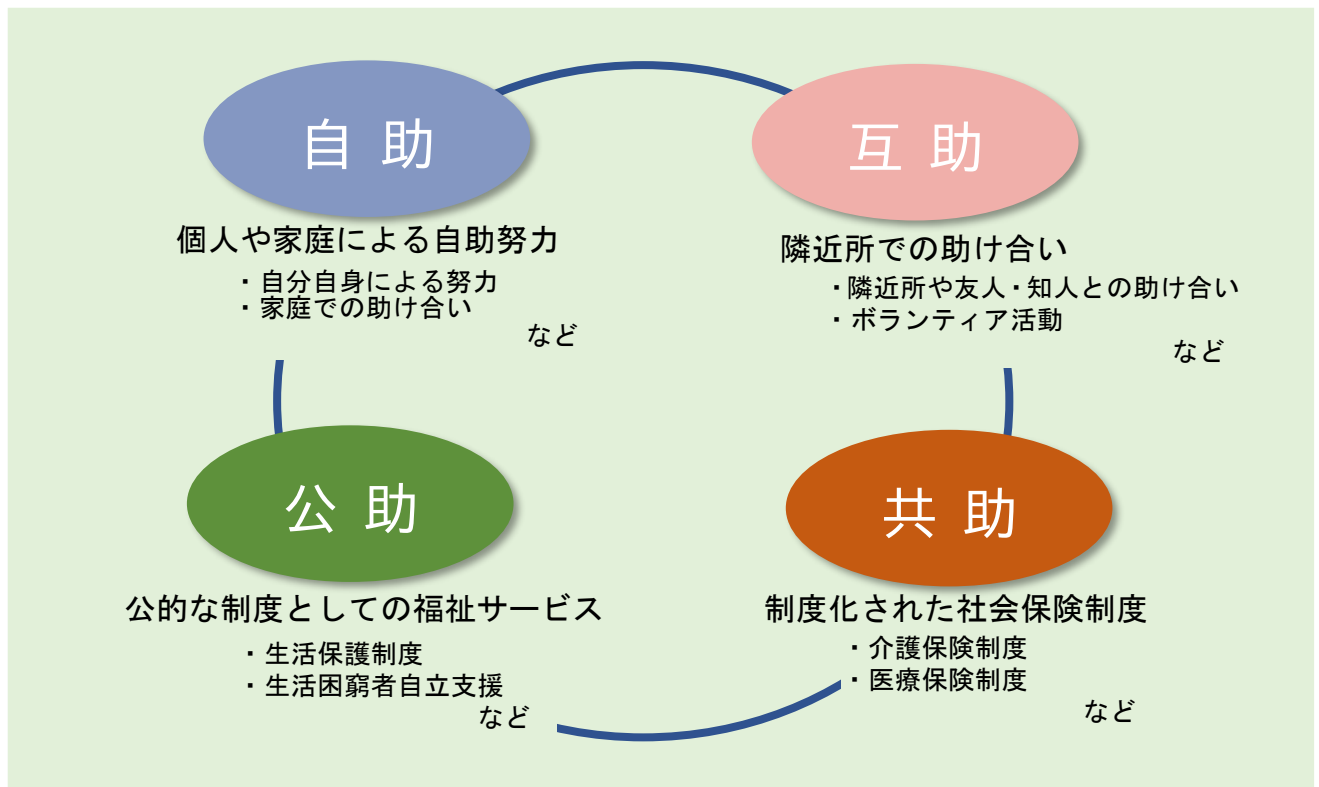
<地域福祉活動とは>

「地域福祉活動」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む活動で、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療、その他の地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携してその課題の解決を目指すことが規定されています（法第4条第3項）。

地域生活課題の解決に向けて、自助、互助、共助、公助の考えに基づいて、市民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取り組むことが必要です。

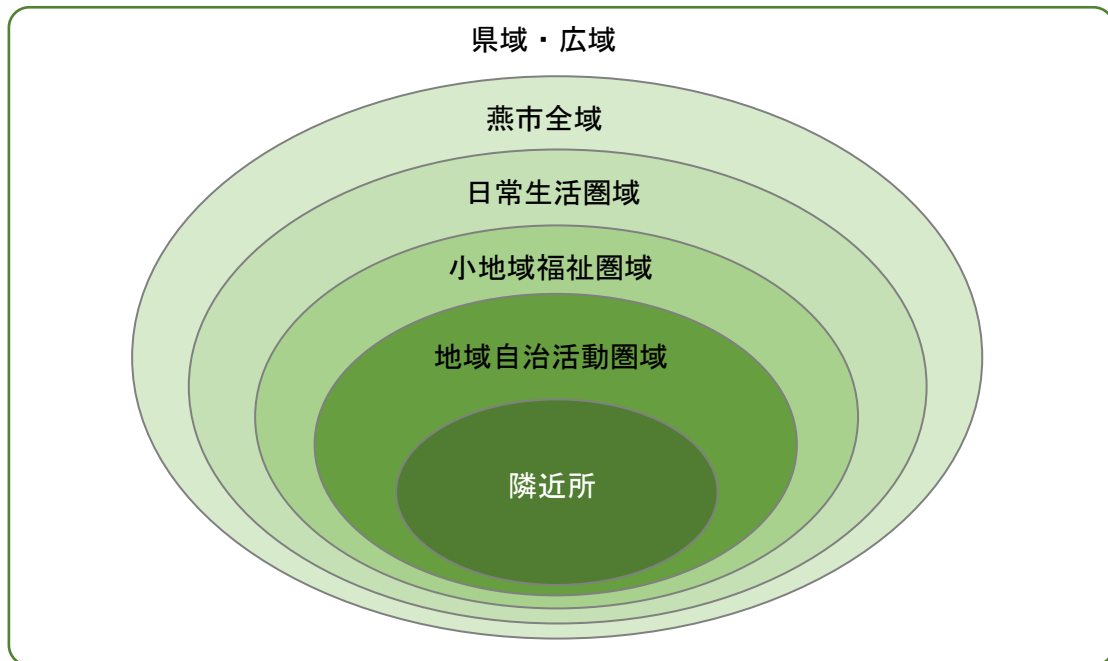
■ 地域福祉活動を推進する「自助」「互助」「共助」「公助」の働き



＜地域のかえ方＞

地域福祉を推進する取組は多岐にわたり、それぞれのか組を実施するうえで適切な「地域」範囲は異なります。

本計画では、地域福祉活動を行う圏域の範囲を次のような重層的な圏域で捉えており、それぞれの圏域の特性を活かし、連携しながら地域福祉活動に取り組むことを目指します。



圏 域	範 囲
県域・広域	広域的な調整を含め、県と市との連携や市と他市町村間の連携など、総合的な支援や相談等を展開する範囲
燕市全域	市全体を対象として総合的に施策を展開する範囲
日常生活圏域	介護保険事業計画において、地理的条件、人口、交通事情等を勘案して定める範囲
小地域福祉圏域	概ね小学校区やまちづくり協議会単位で、支え合い活動など、地域福祉活動に関する情報交換や連携を行う範囲
地域自治活動圏域	自治会単位で防災・防犯活動、民生委員・児童委員活動を行う範囲
隣近所	あいさつや見守り、声掛けなど日頃の近所付き合いを行う最も身近な範囲

2 計画の位置づけ

(1) 関係法令による位置づけ

①社会福祉法

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定する行政計画であり、本市が今後地域福祉を推進していくための理念や基本目標、施策の方向性等を総合的に定めるものです。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

②生活困窮者自立支援法

平成 27（2015）年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」第 4 条第 1 項により、市は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業等を行う責務を有することとされ、本計画はその責務を明確にするものです。

生活困窮者自立支援法（抜粋）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

③成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成 28（2016）年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

同法第 14 条第 1 項で、市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「地方成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めるよう努めることとされたことから、本計画における「第 4 章 2（3）①成年後見制度の普及・推進」を「地方成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④再犯の防止等の推進に関する法律

平成 28（2016）年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。同法第 8 条第 1 項で、市町村は、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めることとされたことから、本計画における「第 4 章 2（2）③再犯防止施策の推進」を「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

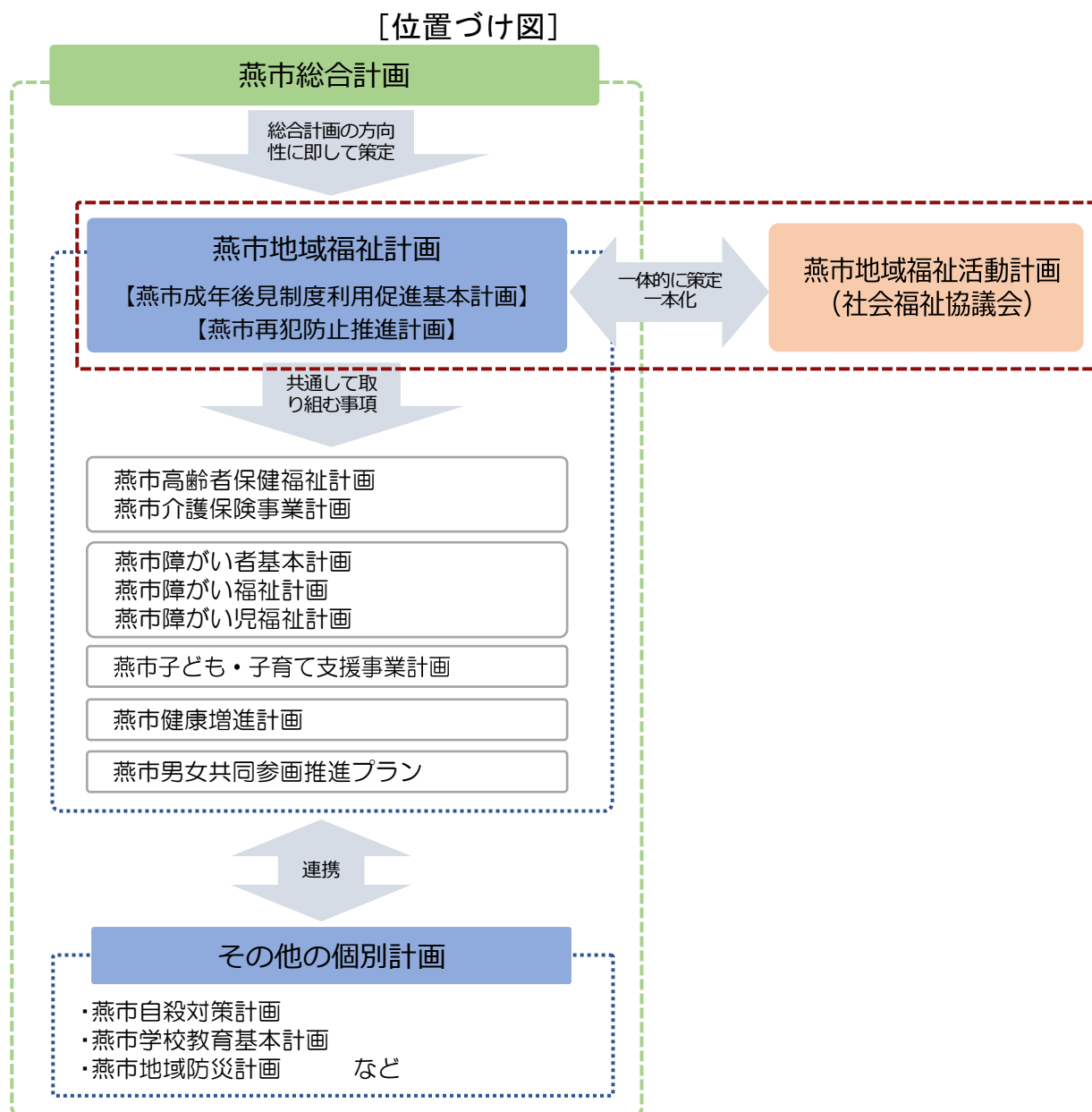
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

（２）燕市総合計画および福祉に関する分野別計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「燕市総合計画」と整合性を図りながら、福祉分野の個別計画が共通して取り組む事項等を一体的に定め、各計画を横断的につなぎ、地域福祉推進のための方向性を示す福祉分野の上位計画です。

（３）燕市地域福祉活動計画との一体的な策定

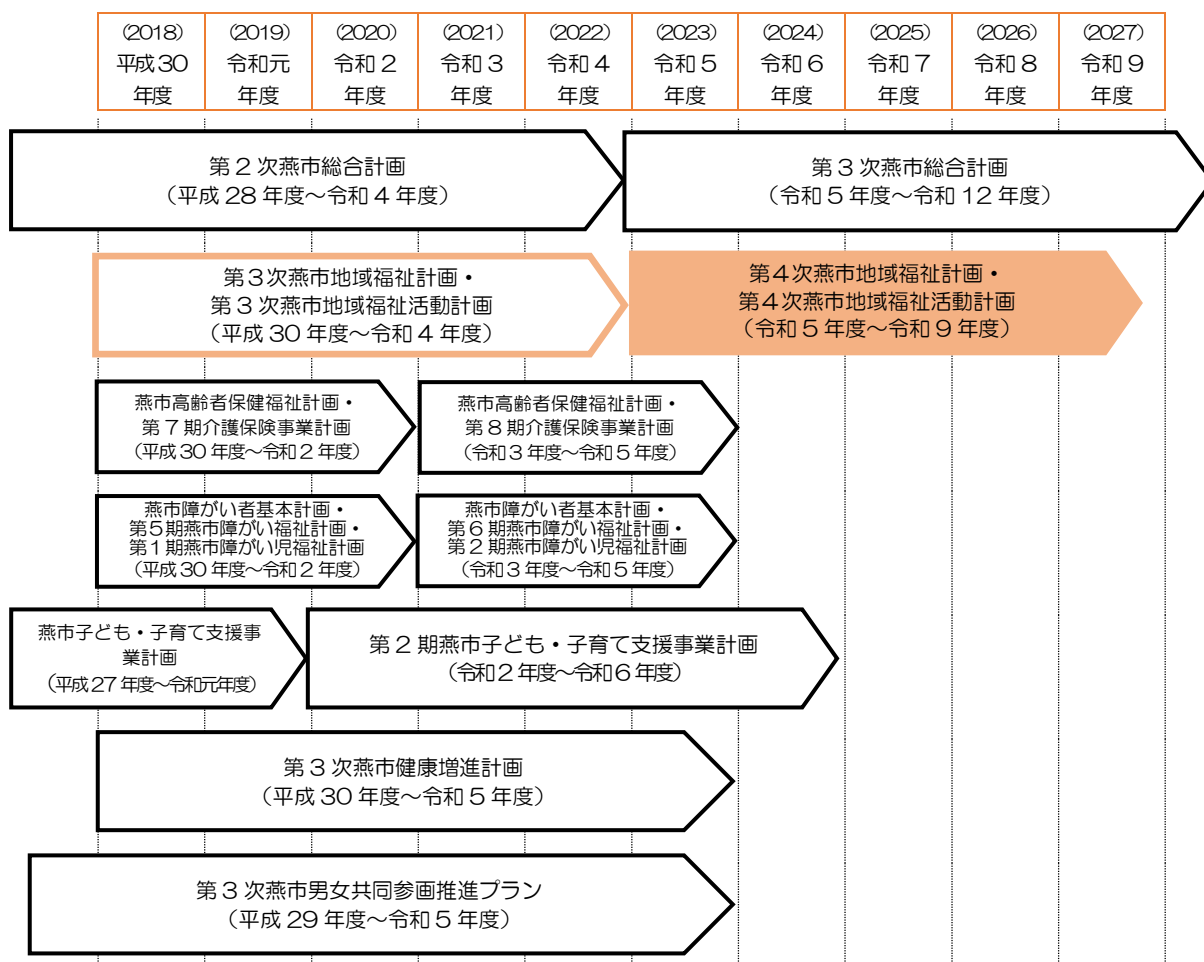
「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が主体となり、地域福祉の推進を目的として策定する民間の活動・行動計画です。本市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、共通の基本理念や基本目標を掲げ、共に地域福祉の推進を目指していることから、両計画を一体的に策定することとし、本計画に一本化しました。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や社会福祉法など関連法の改正に柔軟に対応できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。



4 計画策定体制

本計画の策定にあたり、市民の地域福祉活動への参加状況や地域福祉に関する意識・課題を把握するため、20歳以上の市民を対象に燕市地域福祉計画策定に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を行いました（資料編参照）。

また、学識経験者、公募により選任された市民、関係団体代表者等の委員で構成する「燕市地域福祉計画推進委員会」および「燕市地域福祉活動計画推進委員会」において、意見をいただきながら、審議を行いました。

さらに、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

5 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられ、ボランティア活動や福祉教育の推進をはじめ、市民参加による福祉ネットワークの整備など、地域福祉活動を積極的に展開しています。

地域福祉活動を体系的に推進するための指針となる「燕市地域福祉活動計画」と燕市地域福祉計画を一本化することで、目標や施策の共有とともにそれぞれの役割を明確化し、さらなる連携の強化を図ります。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

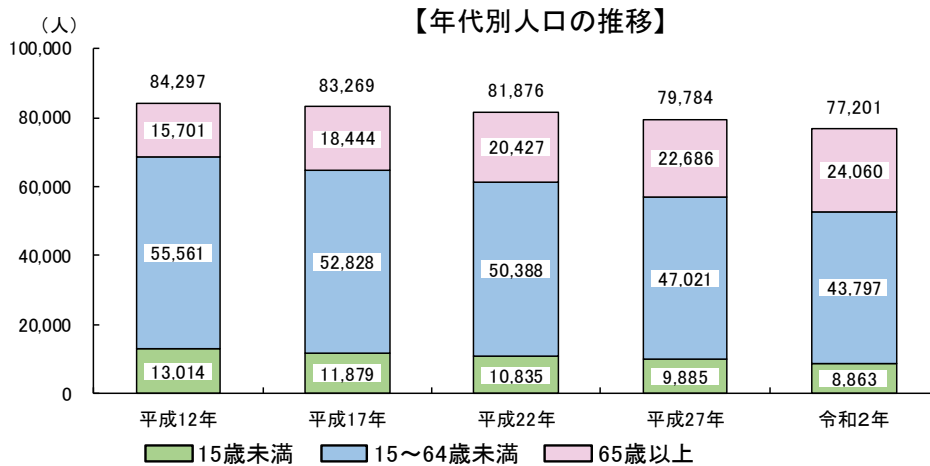
第2章 本市の現状

1 各種統計データからみる現状

(1) 人口構造の推移

①年代別人口の推移

令和2（2020）年の国勢調査によると、総人口は77,201人で、前回調査の平成27（2015）年の79,784人と比較すると2,583人（3.2%）の減少となっています。年代別にみると、15歳未満人口と15～64歳未満人口は減少が続いているのに対し、65歳以上人口は増加傾向にあります。

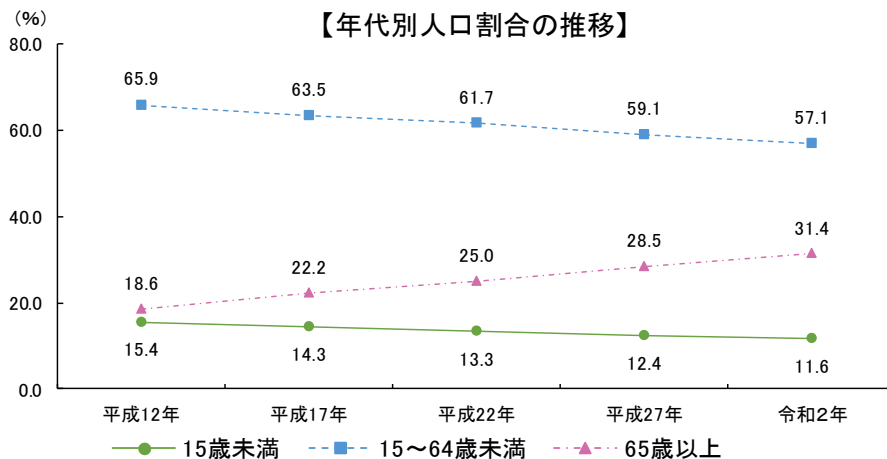


※「年齢不詳」分があるため、年代別人口の合計と総人口は一致しません。

資料：国勢調査

②年代別人口割合の推移

年代別人口割合の推移をみると、令和2（2020）年は平成12（2000）年と比較し、15歳未満人口が3.8%減の11.6%、15～64歳未満人口が8.8%減の57.1%、65歳以上人口が12.8%増の31.4%となっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



※割合は、分母から「年齢不詳」分を除いて算出しています。
※割合は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合があります。

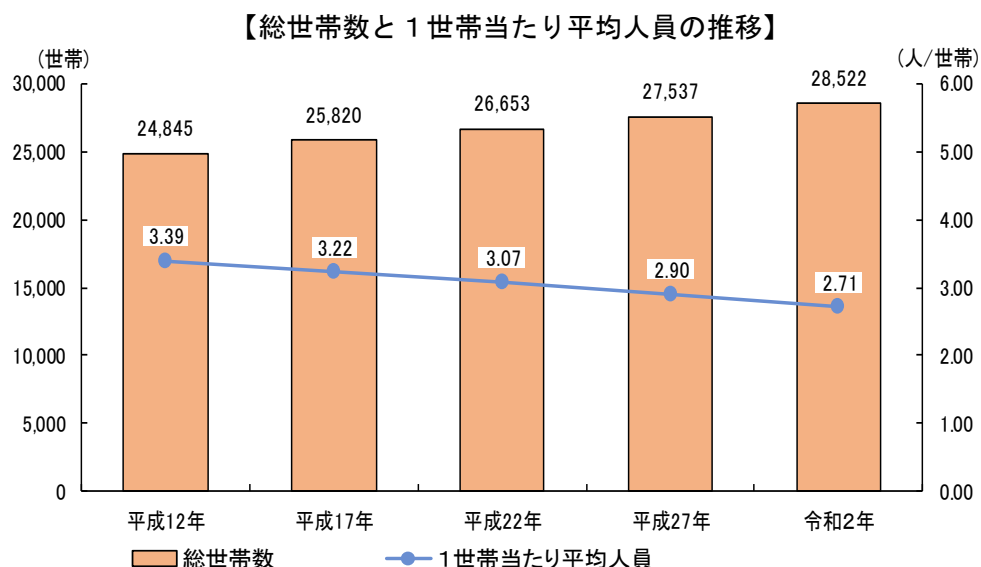
資料：国勢調査

(2) 世帯構成の推移

①総世帯数と1世帯当たり平均人員の推移

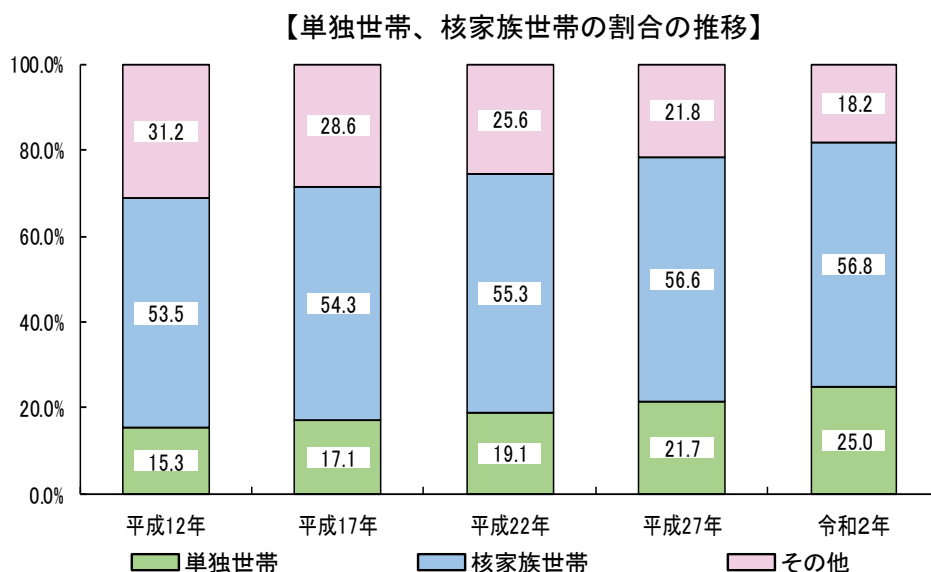
総世帯数は年々増加し、令和2(2020)年は28,522世帯で、平成27(2015)年の27,537世帯と比較すると985世帯(3.6%)の増加となっています。

一方、総人口の減少に伴い、1世帯当たり平均人員は平成12(2000)年以降減少し続けており、令和2(2020)年は2.71人/世帯となっています。



②一般世帯における単独世帯、核家族世帯の割合の推移

一般世帯を家族類型別にみると、令和2(2020)年は平成12(2000)年と比較し、単独世帯の割合が9.7%増の25.0%、核家族世帯の割合が3.3%増の56.8%となっています。



※国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しており、「一般世帯」とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、会社・官庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者などの世帯をいいます。
 ※「その他」には、世帯の家族類型「不詳」分を含みます。
 ※割合は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合があります。

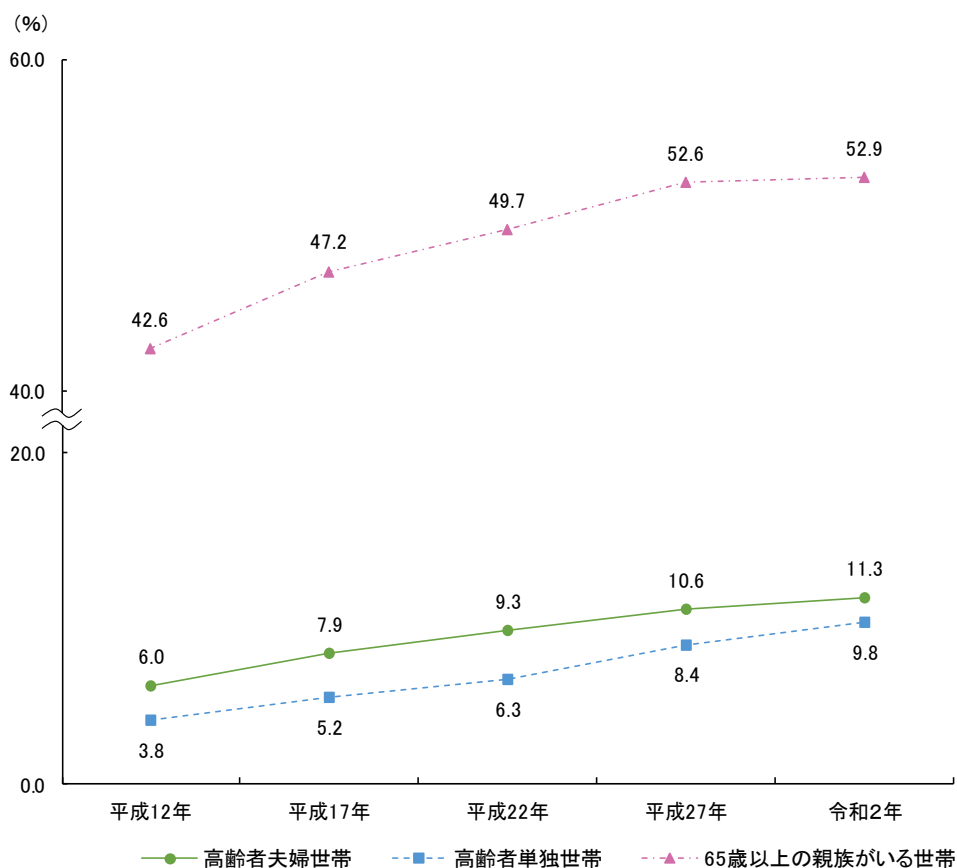
資料：国勢調査

③一般世帯における高齢者世帯の割合の推移

一般世帯に占める65歳以上の親族がいる世帯の割合の推移をみると、令和2（2020）年は平成12（2000）年と比較し、10.3%増加し、全体の52.9%を占めています。

また、65歳以上の親族がいる世帯のうち、高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯の割合も年々増加しており、令和2（2020）年ではそれぞれ11.3%、9.8%となっています。

【高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯、65歳以上の親族がいる世帯の割合の推移】

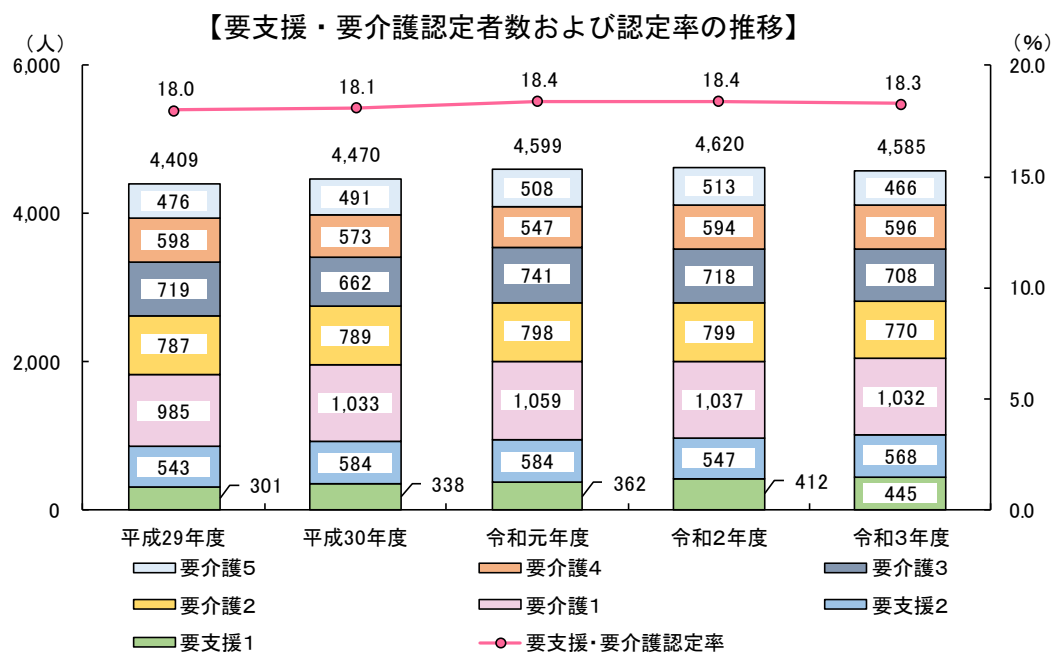


資料：国勢調査

(3) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、平成 29（2017）年度以降、令和 2（2020）年度まで年々増加しており、令和 3（2021）年度に若干減少しています。

要支援・要介護認定者を介護度別でみると、平成 29（2017）年度以降、要支援 1・2 および要介護 1 の認定者数が増加しています。

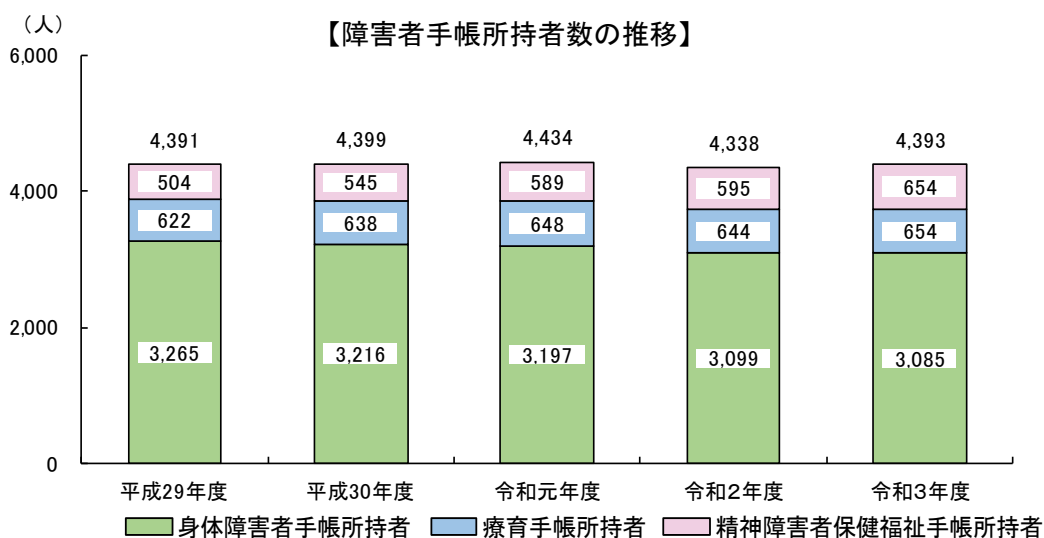


※「要支援・要介護認定者数計」には、第 2 号被保険者を含みます。
 ※「要支援・要介護認定率」は第 2 号被保険者を含みません。
 ※令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度の数字は月報からの出典のため、変動する可能性があります。

資料：平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
 令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（3 月月報）」

(4) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、障害者手帳所持者の総数は、平成 29（2017）年度の 4,391 人から令和 3（2021）年度では、4,393 人へ微増しています。

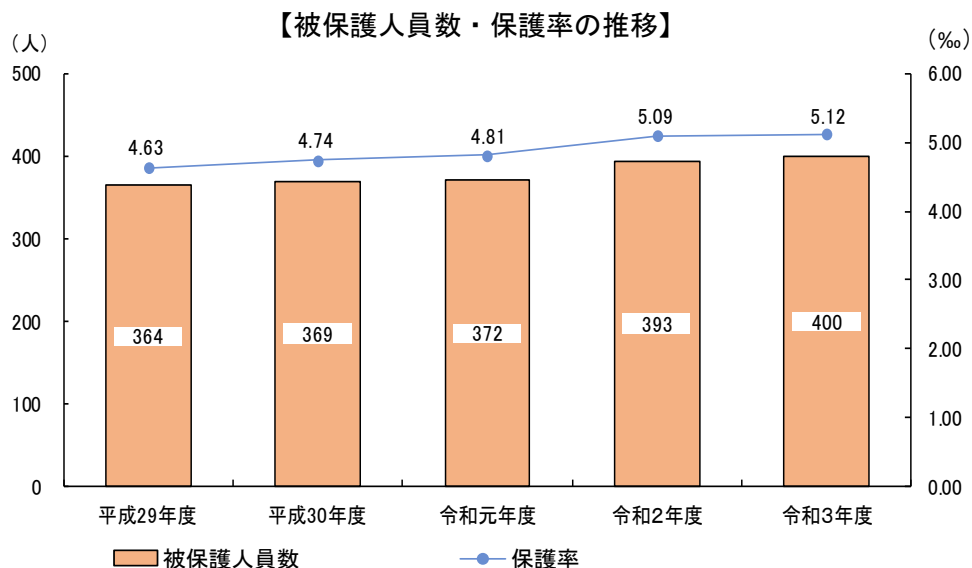


資料：社会福祉課（各年度末現在）

(5) 生活保護の状況

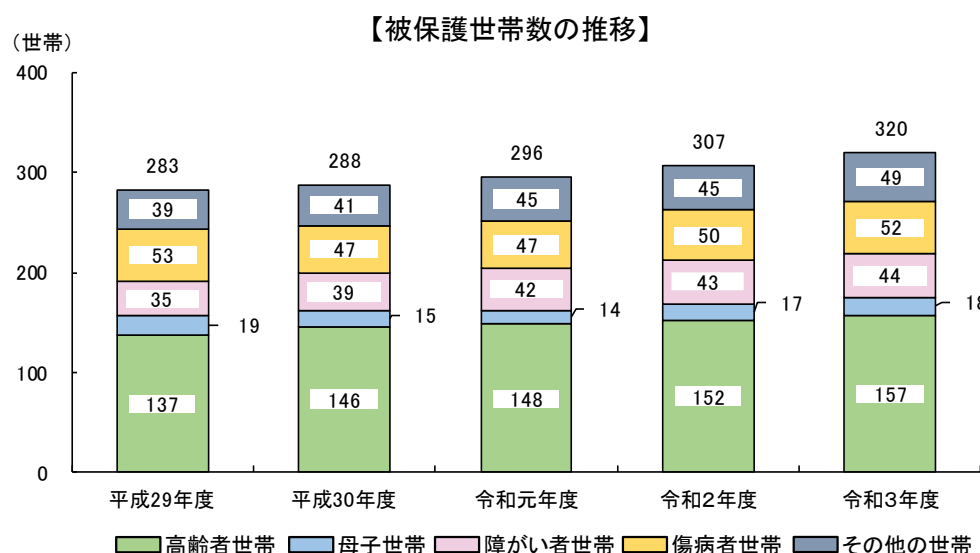
被保護人員数、保護率ともに年々増加しており、令和3（2021）年度では月平均で被保護人員数 400 人、保護率 5.12‰となっています。

被保護世帯数も年々増加しており、特に高齢者世帯および障がい者世帯の数が増加しています。



※保護率の単位「‰（パーミル）」は千分率のことで、人口千人当たりの割合です。

資料：平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度は新潟県「福祉保健年報」（各年度の月平均）
令和 3（2021）年度は社会福祉課（各年度の月平均）



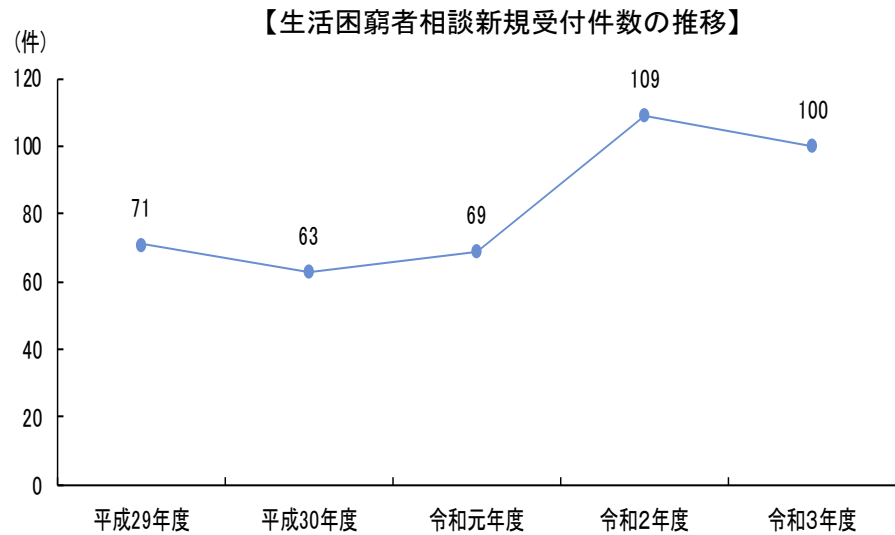
※世帯類型について（厚生労働省 福祉行政報告例「用語の解説」より）

- 高齢者世帯
男女ともに 65 歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯
現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明および未婚等による。）65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障がい者世帯
世帯主が障がい者加算を受けているか、障がい、知的障がい等の心身上の障がいのため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯
- 傷病者世帯
世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯
上記のいずれにも該当しない世帯

資料：社会福祉課（各年度の月平均）

(6) 生活困窮者の状況

生活困窮者相談の新規受付件数をみると、令和2（2020）年度までは増加傾向にありましたが、令和3（2021）年度では若干減少しています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

2 第3次計画の検証

(1) 人と人の支え合いにあふれたまちをつくろう

第3次計画期間では、地域における交流の場^{*1}づくりや生きがい活動に対し、支援や情報提供を行うとともに、次代を担う子どもたちへの福祉教育をはじめ、地域支え合い活動やボランティア活動の促進を通じて、支え合い・助け合いの基盤づくりを行いました。

また、地域ぐるみの健康づくりの推進として、各種健康教室・健康相談の実施、自分らしい健康づくり活動の推進、介護予防事業の推進、こころの健康に関する普及啓発を行いました。

近年、地域や家族のつながりや支え合いが希薄化する中、今後ますます深刻化することが予想される地域生活課題に対応していくためには、市民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合う意識を高め、地域福祉活動への主体的な参加をこれまで以上に促進し、地域福祉を推進する必要があります。

(2) 「分かりやすい」「利用しやすい」サービスの「しくみ」をつくろう

第3次計画期間では、多様化している福祉ニーズに対応するため、アンケート調査による市民ニーズの把握、地域の相談支援体制強化や関係機関との包括的な相談支援体制の整備に取り組み、福祉サービスの向上に努めるとともに、虐待の防止や権利擁護事業の普及促進に努めました。

生活困窮者自立支援事業については、広報やホームページ等による周知に努めるとともに、関係機関との連携体制の強化を図りました。生活困窮者の抱える課題は、経済的な困窮だけではなく多様化・複雑化していることから、関係機関との包括的かつ継続的な支援の充実が必要です。

虐待の予防、早期発見、早期対応については、地域や専門家、関係機関等が緊密に連携して切れ目のない相談支援等を実施しました。引き続き、地域の多様な主体による見守り活動を促進していくことが重要です。

権利擁護事業については、成年後見制度の利用支援を進めてきましたが、高齢化の進行等を背景に、成年後見制度の必要性はさらに高まると考えられるため、より一層の支援体制の充実を図る必要があります。

*1 交流の場：地域住民が気軽に集まり、主体的に活動内容を決め、誰もが参加できる地域交流の場。交流の場に参加することで、自身の役割や生きがいを見出し社会参加の意欲を高めるほか、閉じこもり^{*2}防止、介護予防、認知症予防等につながる。

*2 閉じこもり：寝たきり等ではないにもかかわらず、家からほとんど外出せずに過ごしている状態のこと。

(3) 市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちをつくろう

第3次計画期間では、空き家対策や公共施設の改修に合わせたバリアフリー化*1を進め、高齢者や障がいのある人等が安心して外出しやすい環境の整備に取り組みました。

年齢や障がいの有無に関わらず誰もが安心して積極的に社会参加できる環境を実現するためには、引き続き計画的に公共施設や歩道等のバリアフリー化を実施するとともに、ユニバーサルデザイン*2にも配慮した環境づくりを推進する必要があります。

また、地域ぐるみの安全・安心体制の確保のため、避難行動要支援者*3について関係機関等との情報連携を図るとともに、継続的に防災訓練や防災講座等を実施し、市民の防災意識の向上に努めました。

地域間の防災意識の高低が課題であるため、引き続き防災訓練の実施など、地域の防災意識を高めるための取組を推進する必要があります。

- *1 バリアフリー化：高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くこと。
例) 階段や通路への手すり設置、段差に対してのスロープ設置 など。
- *2 ユニバーサルデザイン：国籍や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が快適に利用できるよう製品や建造物、生活空間等をデザインすること。
- *3 避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

支え合い、つながり、安心して暮らせるまち つばめ

少子高齢化や核家族化が急速に進行する中、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

家庭や地域におけるつながりや支え合いの機能が弱まり、複雑で多様な課題を抱えた個人や家庭が地域社会から孤立することにより、孤独・孤立、ひきこもり、貧困、虐待といった問題が深刻化しています。

自ら支援を求めることが難しい人たちを含め「誰一人取り残さない地域づくり」には、市民、団体、事業者、行政が協働して地域生活課題の解決に取り組む地域共生社会の実現とその推進が重要となります。

本計画では、本市の最上位計画である「燕市総合計画」で掲げる将来像を基本とし、「第3次燕市地域福祉計画」「第3次燕市地域福祉活動計画」で掲げた地域共生社会実現の理念を尊重しつつ、多様な主体が世代や分野を超えて支え合いながらつながり、誰もが安心して暮らしていくことができるまちを目指していきます。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



資料：厚生労働省

2 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指し、基本目標として次の3つを設定します。

- 1 誰もが支え合い、役割をもって活躍できるまちをつくろう
- 2 誰もがつながり、切れ目のない支援に結びつくまちをつくろう
- 3 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをつくろう

1 誰もが支え合い、役割をもって活躍できるまちをつくろう

地域生活課題の解決に向け地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが身近な地域への関心を高め、福祉に対する理解を深めて主体的に考え行動すること、他者との関わりをもちながら相互に支え合う意識をもつことが大切です。

福祉教育の充実や地域での交流の促進により、市民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成や地域活動・ボランティア活動の充実により、誰もが役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる福祉のまちづくりに取り組みます。

2 誰もがつながり、切れ目のない支援に結びつくまちをつくろう

個人や家庭が抱える地域生活課題が複雑化・複合化している状況を踏まえ、福祉分野だけでは解決できない社会的孤立や制度の狭間の問題について、個人、団体や地域とのつながりの形成や、分野および制度の枠を超えて解決を目指す包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を行うことが必要です。

支援の狭間ができないよう、地域に関わる多様な主体が参画および連携し、人と人、人と社会資源がつながることで、必要な人に必要な支援が届く、つながりを大切にしたまちづくりを進めます。

3 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをつくろう

誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、生活しやすい環境が整っていることが不可欠です。

高齢者や障がいのある人だけでなく、妊産婦や子どもなど、誰もが安全で暮らしやすい生活を送れるまちづくりを目指します。

さらに、あらゆる人に降りかかる恐れのある自然災害や犯罪等の生活上の脅威や不安に対応するため、日頃から地域の助け合いを進め、地域の防災・防犯体制の強化に取り組みます。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

[個別施策]

支え合い、つながり、安心して暮らせるまち つばめ

1
誰もが支え合い、役割をもって活躍できるまちをつくろう



(1) 支え合い・助け合いの意識づくり

①福祉教育・啓発活動の推進
②合理的配慮の推進

(2) 地域支え合い活動の推進

①支え合い・助け合い活動の活発化
②ボランティア活動の促進
③地域福祉の担い手の育成

(3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり

①ふれあいの場・機会づくり
②多様な参加機会の創出

(4) 市民主体の健康づくりの推進

①ライフステージに応じた健康づくりの推進

2
誰もがつながり、切れ目のない支援に結びつくまちをつくろう



(1) 包括的な支援体制の整備

①各種相談窓口・相談支援体制の充実
②情報格差への対応の推進

(2) 困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援

①生活困窮者への自立支援
②複合的な課題解決に向けた多機関連携の強化
③再犯防止施策の推進
(燕市再犯防止推進計画)

(3) 権利擁護の推進

①成年後見制度の普及・推進
(燕市成年後見制度利用促進基本計画)
②人権擁護の推進
③虐待の防止

(4) 多様な主体の活動の推進

①NPO等の市民活動団体や企業等によるサービス提供の推進
②多様な主体間の連携・協働の推進

3
誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをつくろう



(1) 暮らしやすい生活環境の整備

①ユニバーサルデザインの推進
②交通弱者の外出支援等

(2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保

①災害時の避難行動要支援者・要配慮者の安全確保
②地域の防災・防犯活動の推進
③空き家対策の推進

4 地域福祉と「SDGs」との関係

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称で、令和12(2030)年までに達成する17の目標で構成された国際目標です。

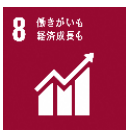
わが国では、SDGsに関する取組を総合的かつ効果的に推進することを目的に中長期的な国家戦略としてSDGs実施指針を掲げ、優先課題に対する具体的な施策として平成29(2017)年以降毎年SDGsアクションプランを策定しています。

地方公共団体においても、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を進めることが求められており、本計画は、SDGsの理念を尊重して策定するものとします。

◆持続可能な世界を実現するための17の目標



資料：国際連合広報センター

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		10. 人や国の不平等をなくそう 国内および各国家間の不平等を是正する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第4章 施策の推進

基本目標

1 誰もが支え合い、役割をもって活躍できるまちをつくろう

関連する SDGs の目標



【現状と課題】

地域には、高齢者、障がいのある人、子どもなど様々な人が生活しており、それぞれ抱える課題は多様です。

アンケート調査結果*1によると、近所付き合いを親しくしている人および今後近所付き合いを親しくしたいと思う人の割合が減少しています。

地域の行事や地域活動およびボランティア活動への参加について、どちらも現在活動している人の割合が減少しており、今後についても参加意欲のない人の割合が増加しています。

本市では、地域の支え合い、助け合いによる地域共生社会の実現に向けて取組を進めてきましたが、引き続き、地域には様々な支援を必要とする人がいることへの気づきや地域福祉への関心、支え合いの大切さへの理解を広げるとともに、市民自ら主体的に地域福祉活動に取り組む環境整備が必要です。



第4章において、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、次のように掲載しています。

「市の取組」

…「地域福祉計画」

「市民（個人、地域）の取組」

「関係団体・機関（組織、事業所）の取組」

「社会福祉協議会の取組」

「地域福祉活動計画」

*1 アンケート調査結果：資料編1の第4次燕市地域福祉計画策定に関するアンケート調査結果。

(1) 支え合い・助け合いの意識づくり

1 福祉教育・啓発活動の推進

個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合いながら、共に支え合い、助け合う地域共生社会を実現し、推進するためには、一人ひとりが地域に関心をもち、地域福祉を担っていくという意識をもつことが大切です。

子どもから大人まで、様々な学習の機会や交流の機会を通して、支え合う心を育む福祉教育を推進するとともに、見守りや手助け等が活発になるような気運が醸成され、福祉に関する理解を深めることができるよう、啓発活動を推進します。

市の取組

- ◆市民の福祉意識の向上を図るために、関係機関等や団体と連携し、積極的な広報・啓発活動を行います。
- ◆思いやりにあふれた地域づくりに向けた社会教育活動を推進します。
- ◆高齢者や障がいのある人に対する理解が促進されるよう、研修や学習会を実施するとともに、市民による研修や学習会等の実施を支援します。
- ◆子どもの頃からの世代間交流、福祉学習や体験活動を推進し、支え合う心、思いやりの心を育み、地域での支え合い、助け合いの意識を醸成します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆子どもから大人まで地域のみんなが、福祉について学ぶ学習会やイベント等に積極的に参加します。
- ◆高齢者や障がいのある人に対する理解が促進されるよう、自治会やふれあいサロン等で地域住民が学習できる機会をつくれます。
- ◆お互いさまの気持ちを持ち、困っている人を見かけたら声を掛けます。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆団体や事業所等の活動を情報紙やSNS等で発信し、高齢者や障がいのある人への理解が促進するよう努めます。
- ◆子どもから大人まで、生きづらさを感じている人に対して関心をもち、共感を促せるよう、関係機関が連携しながら福祉教育に取り組みます。
- ◆学習会等に参加していない地域住民や関係者に対しても積極的に働き掛けを行い、地域福祉活動への参画や協働を促します。
- ◆それぞれの活動を通して、福祉への関心を地域に広げるとともに、地域住民が地域福祉活動へ参加するきっかけをつくります。
- ◆年代や性別を問わず、地域の様々な人たちが参加しやすいイベントや講座を開催し、地域での支え合い・助け合いの意識を醸成します。
- ◆学校や地域での福祉教育の場で講師を務めるなど、当事者の声を伝えます。

社会福祉協議会の取組

- ◆地域共生社会の大切さについて、社協だよりやホームページ等の既存のツールに加え、各種SNSやその他の方法による広報・啓発活動を行います。
- ◆高齢者や障がいのある人に対する理解が促進されるよう、各種研修や講演会等のイベントを開催します。
- ◆学校や地域など、学習の機会を主催する側の意向を確認しながら、対象者に合わせたプログラムを一緒に作成します。
- ◆福祉教育の推進方法について、学校や民間企業、団体、当事者等と検討する場を設定し、協働による福祉教育を推進します。
- ◆社会福祉協議会事業を行う際には、その事業を行うことが高齢者や障がいのある人にとって、どのような影響があるのかを伝えるなど、福祉教育の視点をもちながら事業を実践します。

(1) 支え合い・助け合いの意識づくり

2 合理的配慮^{*1}の推進

障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）に基づき、障がいや障がいのある人に対する正しい理解の促進、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の推進に努めます。

市の取組

- ◆障がいや障がいのある人に対する正しい理解の促進や、合理的配慮の推進に向けた周知・啓発に努めます。
- ◆教育活動の中で、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、合理的配慮の必要性を周知します。
- ◆事業者に対し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、合理的配慮に関する情報を提供し、障がいのある人にとって働きやすい環境整備を促進します。
- ◆障がいのある人の就労や社会参加を促進します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆障がいを理由に差別しません。
- ◆障がいに対する知識や理解を深めるため、学習会等へ積極的に参加することで、合理的配慮が必要な人への接し方を学びます。
- ◆ヘルプマークを身に着けた人を見かけたら、席を譲ったり、困っているようであれば声を掛けるなど、思いやりのある行動をとります。
- ◆障がいのある人も認知症の人も、地域の誰もが気軽に集まり交流できる場所づくりを進めます。
- ◆自治会やまちづくり協議会等で障がいや認知症等について学習し、障がいのある人も認知症の人も暮らしやすい地域を考え、自分や地域にできることはないか話し合います。

* 1 合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。
例）障がいの特性に応じて席を決める、筆談・手話等によるコミュニケーション

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆障がい特性等を理解し、障がいがあることや社会的に少数であることを理由に差別的な対応をしません。
- ◆どのような配慮が必要か相手に聞く姿勢をもち、できることを実践します。
- ◆講座や福祉教育の場で学びを深め、経験や知識を地域に伝えます。
- ◆障がいのある人にも地域活動への参加のきっかけをつくり、あいさつをしたり日常的に顔を合わせることで、地域住民との交流を図ります。

社会福祉協議会の取組

- ◆社協だよりやホームページ等の記事に当事者の声を加えることで、より具体的な情報発信を行います。
- ◆障がいに対する理解促進や差別解消、合理的配慮について、イベントや講演会等を開催し、市民への周知を図ります。
- ◆社会福祉協議会の日常的な窓口対応や事業においても取り入れることのできる合理的配慮に努め、できることから実践します。



つばめバリアフリーフェスの様子

(2) 地域支え合い活動の推進

1 支え合い・助け合い活動の活発化

地域には、多様な地域生活課題が存在していますが、既存の制度や公的なサービスだけでは十分な対応ができなくなってきました。

市民が自ら、地域生活課題の把握や共有、解決へ向けた活動へ積極的に関わっていきけるよう、支え合い・助け合いの意識啓発を図り、参加し、協力し合う体制づくりを推進し、地域の支え合い・助け合い活動の活発化につなげます。

市の取組

- ◆地域生活課題について、市民が自ら考え、解決に向けて行動できるよう支え合い・助け合いの気運を醸成します。
- ◆社会福祉協議会と連携し、地区支え合い活動推進委員会*1の活動が全市的に広がるよう、引き続き助言や運営支援等を行います。
- ◆地域生活課題の解決に向けた取組が広がるよう、保健や医療、福祉、教育等の各分野の関係機関や、民生委員・児童委員、自治会、まちづくり協議会、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)*2等の地域の様々な活動や社会資源等との連携を推進します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆近所での気づきや見守り、支え合い・助け合いの大切さを認識し、行動に移していくため、社会福祉協議会等と協力しながら、地域ができることについての学習会や話し合う場をつくれます。
- ◆困ったときの支え合い・助け合いにつながるよう、近所の人との日常的なあいさつや交流を心掛けるようにします。
- ◆困っている人や悩みを抱えている人を見つけたら、お互いさまの気持ちで声を掛けます。また、必要に応じて地域包括支援センター等の専門機関や民生委員・児童委員等につなげます。
- ◆最も身近な自治会単位で、日常生活の困りごとを把握し地域住民同士で支え合う仕組みを検討します。

* 1 地区支え合い活動推進委員会：概ねまちづくり協議会のエリアごとに組織されている、地域住民の相談や交流の場。

* 2 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人のこと。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆地域生活課題の解決に向け、地域住民との協働により、それぞれの団体や機関等が特徴を活かし、できることを考えます。
- ◆日頃の地域福祉活動や相談業務等で把握した個別の課題や地域の課題について、地域住民と共有し、連携して協働による解決に向けた取組を実施します。
- ◆地域福祉活動を通して、地域住民が把握した地域生活課題について、課題を抱えた人への相談を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐ体制を整えます。
- ◆地域の高齢者や子ども等の見守りの協力体制づくりに参加します。
- ◆共同募金運動への参加を通じて、地域福祉活動を側面から支援します。

社会福祉協議会の取組

- ◆市民が主体的に地域の課題について話し合い、課題解決に向けた取組を行う「地区支え合い活動推進委員会」をすべての小地域福祉圏域（まちづくり協議会エリア）へ設置できるよう、未設置エリアのまちづくり協議会等へ働きかけます。
- ◆すべての日常生活圏域（地域包括支援センター圏域）で開催する「圏域支え合い活動推進会議」において、地域の各種関係機関や多様な主体との連携や協働を推進します。
- ◆地域において学習会や話し合う場をつくったり、情報紙を発行したりすることで市民の意識啓発を図ります。
- ◆各地区支え合い活動推進委員会において、独自性のある活動を市民参加により展開することで、地域生活課題の解決を図ります。また、活動を通じて支え合い・助け合い活動の気運を醸成します。
- ◆各種会議への参加やワークショップの開催、関係機関との関わりなど日常業務の中から様々なニーズを把握するとともに、地域生活課題の解決に必要な活動やサービスが不足している場合は、新たに創り出します。
- ◆既に行っている事業を活用しながら、支え合い・助け合い活動のさらなる充実を図ります。
- ◆地域福祉財源の確保のため、自治会協議会や民生委員・児童委員協議会、地域の各種団体・企業等の理解と協力を得ながら共同募金運動を推進します。募金活動を通じて寄附意識の普及と寄附文化の醸成を図ります。

(2) 地域支え合い活動の推進

2 ボランティア活動の促進

誰もが参加し、協力し合う地域づくりには、ボランティア活動が重要な役割を果たしています。

また、ボランティア活動へ参加することで、地域における支え合い・助け合いを実感しながら、生きがいや役割をもって暮らすことができます。

ボランティア活動が安定的に継続できるよう支援するとともに、各種活動団体のネットワークづくりを推進し、地域コミュニティの活性化へつなげます。

市の取組

- ◆社会福祉協議会と連携してボランティア活動に関する情報発信を行い、ボランティア活動への関心を高める取組を推進します。
- ◆地域における地域福祉活動の意義や重要性を発信し、ボランティア活動に積極的に取り組めるよう働き掛けます。

市民（個人、地域）の取組

- ◆自身のできる範囲でボランティア活動や地域福祉活動に参加します。
- ◆子どもから大人まで参加できる地域活動やボランティア活動を通じて、参加者同士の交流を深めます。
- ◆広報紙やホームページ等で発信される情報に関心をもちます。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆ボランティア・市民活動団体、企業を含めた各種団体の活動を把握し、連携します。
- ◆地域生活課題を積極的に把握し、その解決に必要なインフォーマルサービス*1づくりにつなげます。
- ◆住民参加を促すような活動を計画し、参加を働き掛けます。
- ◆社会貢献を推進し、それぞれの団体や機関等が特徴を活かしながら地域活動との協働を検討します。
- ◆団体や事業所間の情報交換会等に参加し、ネットワークづくりを進めます。
- ◆地域の誰もが地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境や雰囲気をつくりまします。

社会福祉協議会の取組

- ◆社協だよりやホームページ、公式LINE等で自主活動やボランティア活動についての情報を発信し、活動への参加を促します。
- ◆市民が地域活動に参加したいと思うような研修や交流の場を、市民や団体、機関と一緒につくりまします。
- ◆活動が充実するようボランティアコーディネートの質を向上します。
- ◆ボランティア活動者や団体同士が情報交換できるような場を設け、ネットワークづくりなど活動の活性化につなげます。
- ◆地域の自主活動やボランティア活動を実施している団体へ情報提供や助言を行うなど、側面的な支援を行います。



初心者向けボランティア講座（音声訳ボランティア）の様子

*1 インフォーマルサービス：家族が行う支援や隣近所、ボランティア、NPO等の市民活動団体、企業等が行う支援活動で、公的なサービス以外のもの。

(2) 地域支え合い活動の推進

3 地域福祉の担い手の育成

地域福祉の推進に重要な役割を果たしている、ボランティア活動をはじめとした多様な主体の活動を支える担い手の確保が喫緊の課題です。

地域福祉活動の啓発や情報提供など、地域福祉に対する意識を醸成するための取組を推進し、地域福祉の担い手の育成につなげます。

市の取組

- ◆ボランティア養成講座や認知症サポーター養成講座など、地域福祉の担い手育成につながる事業を展開します。
- ◆社会福祉協議会と連携し、地域ボランティアの育成を支援し、新たな担い手の確保に努めます。

市民（個人、地域）の取組

- ◆自治会やまちづくり協議会等の活動へ積極的に参加します。
- ◆興味のあるボランティア活動や地域福祉を学ぶ機会等へ積極的に参加します。また、友人や関心のある人がいたら誘って参加します。
- ◆家族や友人で活動に向いている人がいたら、ボランティア活動や地域活動への参加を勧めます。
- ◆自身の経験や技術を活かして、地域のために自分ができるところを考えます。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆職員や社員にボランティア活動や地域活動への興味・関心をもってもらえるよう働き掛け、積極的な参加を促します。
- ◆それぞれの団体や機関等が特徴を活かしながら、地域のためにできることを考えます。
- ◆ふれあいサロン等の地域住民が集まる場へ積極的に向き、支援が必要な人への対応の仕方を知ってもらいます。
- ◆職員や社員がセカンドライフを自分らしく、いきいきと過ごすために、様々なボランティア活動や地域活動への参加について学ぶ機会をつくれます。
- ◆地域福祉に係る担い手の確保は年々難しくなっていることから、既存の仕組みを十分活用することについて検討します。
- ◆地域福祉の担い手になっている外国人が、孤独や孤立を抱え込むことがないように生活支援を充実させます。
- ◆一人暮らしの人など支援を必要としている人が、「支えられる」だけでなく、「支える」側にも回れるような取組を進めます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ボランティア活動や地域活動への担い手確保につながるよう、講座等を開催します。また、多様な生活環境や世代の人たちが参加できるよう、様々な開催方法を検討します。
- ◆生涯学習や社会教育等の他分野と連携・協働し、担い手の発掘や育成を行います。
- ◆ボランティア養成講座等の修了後に具体的な活動へつながるよう、各種団体や機関等と連携しながらコーディネート機能を高めます。
- ◆地区支え合い活動推進委員会で行う活動や、社会福祉協議会の既存事業への参加を通じて、新たな担い手の発掘と育成、活動とのマッチングを行います。
- ◆日常の業務や関わりの中からニーズを把握し、求められる担い手を養成するとともに、時代に即した新たな活動の開拓と担い手の発掘や育成を行います。
- ◆ボランティア活動への企業の参加促進を図るための支援を行います。

(3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり

1 ふれあいの場・機会づくり

地域における住民同士のつながりや連帯感が希薄化する中、地域の中で孤立する人が生じないよう、子どもから高齢者まであらゆる世代がつながることができる場をつくることが重要です。

関係機関等と連携し、地域の中での居場所づくりを推進するとともに、自主的な参加を促す取組を行います。

また、支援を必要とする人が情報交換や相談できる場の提供を行います。

市の取組

- ◆高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち安心して生活できるよう、交流の場の充実を図ります。
- ◆障がいのある人の社会参加につながるよう、地域での交流活動を推進します。
- ◆子育て家庭が安心して過ごすことができ、子育て家庭同士で交流できる場や機会の充実を図ります。
- ◆ひきこもりの状態にある人の社会参加を支援します。
- ◆支援を必要とする人やその家族同士の交流事業の充実に努めます。

市民（個人、地域）の取組

- ◆地域のふれあいサロン等の交流の場に積極的に参加します。また、友人や近所の人を誘います。
- ◆誰もが孤立することのないよう、身近な地域で気軽に集い、交流できる場づくりを進めます。
- ◆自治会でふれあいサロン等を周知し、活動を応援します。
- ◆地域で交流することの効果や一人ひとりが役割をもつことの大切さを学ぶ機会をつくれます。
- ◆ふれあいサロン等へ参加するための移動手段に困っている人がいたら、乗り合わせて参加するなど、お互いに声を掛けて助け合います。また、地域の団体や機関等に相談します。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆現在行っている交流活動を積極的に他団体や関係機関に周知して、参加を働きかけます。
- ◆SOSを発信“しない”“できない”若者の孤独・孤立対策として、指導や支援を伴わない居場所づくりについて検討します。
- ◆地域のふれあいサロンや老人クラブ等と情報交換し、生活上の困りごと等を情報収集します。
- ◆地域住民の交流が充実するよう、交流の場までの送迎支援や建物の一室を地域の交流の場として活用するなど、それぞれの団体や機関等がもっている資源が活用できないか考えます。

社会福祉協議会の取組

- ◆地域でのワークショップ等を行いながら、交流することの効果や一人ひとりが役割をもつことの大切さを普及啓発します。
- ◆年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、身近な場所で地域の誰もが参加できる交流の場づくりを推進するとともに、他機関と連携しながら立ち上げを支援します。
- ◆コロナ禍でもふれあいサロン等の交流の場が継続できるよう支援します。
- ◆ふれあいの場と機会づくりのための様々な情報を提供するとともに、担い手同士が情報交換できる場をつくり、良かったことや嬉しかったこと、悩み等を共有し、共感することで、主体的に運営できるよう支援します。
- ◆運営費助成や講師派遣等の活動支援メニューを充実し、担い手の活動がさらに活発化するように側面的な支援を行います。
- ◆同じような境遇の人たちが、情報交換や交流を通じて理解を深め、お互いに共感し合えるよう、当事者同士が集える場づくりを推進します。



集いの場の様子

(3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり

2 多様な参加機会の創出

誰もが地域福祉を推進するための様々な活動に参加できるよう、地域福祉に関する具体的な活動内容や各種講座等に関する情報提供の充実を図ります。

また、企業や NPO 法人等による地域福祉活動への参画や取組を促進することで、多様な主体による地域生活課題の解決に向けた協働のネットワークづくりを推進します。

市の取組

- ◆地域福祉に関する情報を積極的に発信します。
- ◆地域福祉活動を分かりやすく情報発信し、市民の参加意欲の向上を図ります。
- ◆誰もが参加しやすい地域福祉活動や学習等の機会を提供します。
- ◆自治会やまちづくり協議会等が行う活動を支援し、子どもから高齢者まで多世代が参加できる機会の充実に取り組みます。

市民（個人、地域）の取組

- ◆市や地域の課題を自分事として捉え、自分にできそうな地域福祉活動があったら積極的に参加します。
- ◆既に地域福祉活動に参加している人は、活動の楽しさを友人等に伝え、誘ってみます。
- ◆地域福祉活動やボランティア活動を行っている人へ、感謝の気持ちを伝えます。
- ◆親子で参加できる地域行事を計画し、多様な世代に地域福祉活動への参加を促します。
- ◆自治会等は、地域で生活するうえでの様々な課題を話し合います。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆地域でのイベントや行事に「多世代交流」の視点をもって取り組み、活動をPRして参加者や協力者の拡大を図ります。
- ◆別々の活動やコミュニティが重なり合う部分をつなぎ合わせ、多様な分野における人のつながりをつくります。
- ◆それぞれの団体や機関等が特徴を活かしながら、地域のためにできることを考えます。
- ◆職員や社員が地域福祉について学ぶ機会を設け、地域福祉活動に参加するよう促します。
- ◆自治会やまちづくり協議会、社会福祉協議会等と協働し、誰でも参加できるイベント等を開催します。

社会福祉協議会の取組

- ◆社協だよりやホームページ、公式LINEを活用した広報を継続するほか、各種SNSを活用するなど、多様な方法で情報発信します。
- ◆多様な世代やライフスタイルの人たちが参加しやすいよう、開催方法や曜日、時間帯等を工夫した講座やイベント等を企画します。
- ◆企業やNPO法人等の地域福祉活動への参画や取組が促進されるよう、共催による講座やイベント等を開催し、協働のネットワークをつくります。



社協だよりやホームページを活用した情報発信

(4) 市民主体の健康づくりの推進

1 ライフステージに応じた健康づくりの推進

一人ひとりが、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動に参加できるよう、健康寿命の延伸*1に向けた健康意識の醸成を図ります。

また、ライフステージに応じた自分らしい健康の維持や増進のため、望ましい生活習慣を普及啓発し、市民の自主的な健康づくり活動を推進します。

市の取組

- ◆糖尿病予防教室等の各種教室、健康相談、健康教育の充実を図り、ライフステージに合った健康づくりを推進します。
- ◆健康づくりマイストーリー運動など、地域や企業等と連携して市民の主体的な健康増進活動を推進します。
- ◆各種健診・検診の啓発活動を継続するとともに、受診しやすい体制整備を推進し、生活習慣病等の予防、早期発見、早期治療への取組を強化します。
- ◆食に関する意識の向上を図るため、食生活改善推進委員との連携や協力を図り、活動を支援します。
- ◆生涯を通じた歯や口腔の主体的な健康づくりを推進します。
- ◆こころの健康づくりに関する普及啓発や相談体制の充実を図ります。
- ◆保健推進委員、食生活改善推進委員など、地域で健康づくりを支援する人材の育成を強化します。
- ◆介護予防事業を推進します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆「自分の健康は自分でつくる」という意識をもち、自分に合った健康づくりや介護予防につながる事業や活動に参加します。
- ◆ふれあいサロン等の地域の人が集まる場で、健康について学べる機会をつくります。
- ◆健康づくりマイストーリー運動に参加します。
- ◆定期的に健康診断を受け、自身の健康状態をチェックし、必要な改善に向けた取組を行います。
- ◆家族や友人の体調の変化に気づいたら、早めに相談することを勧めます。

*1 健康寿命の延伸：一生のうちで、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をできるだけ延ばすこと。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆健康の維持や増進のため、定期的にスポーツ活動や文化活動に参加する機会をつくります。
- ◆健康について関心の薄い福祉サービス等の利用者には、学ぶ機会をつくったり、健康診断を受けることを促したり、健康づくりに関する意識の向上に努めます。
- ◆子育て支援の活動を行っているNPO等の団体・民間事業者などの取組に対する支援・連携を進めることにより、地域における子育て力を高めます。
- ◆勤労者への対策として、産業、経済分野との連携により、研修や相談の機会の充実、過重労働・パワハラ対策、メンタルケアを進めます。

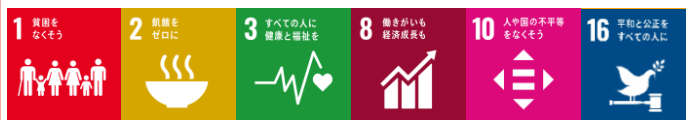
社会福祉協議会の取組

- ◆役割や生きがいをもつことや、交流をもつことが健康づくりにつながることを啓発します。
- ◆様々なライフステージにおいても交流が途切れないよう、介護予防に取り組む団体や各種相談機関等との連携の強化に努めます。
- ◆自治会等と協力し、レインボー健康体操やスクエアステップの介護予防運動に自主的に取り組むグループの立ち上げを支援します。



レインボー健康体操普及講演会の様子

関連する SDGs の目標



【現状と課題】

個人や世帯が抱える課題は、福祉、保健、医療、住居、就労、孤立など多岐にわたることがあり、支援を必要としながらも必要なサービスを受けられない人がいます。

このような人たちが地域社会とつながり、生きがいをもって暮らせる地域共生社会の実現とその推進に向けた体制づくりが求められています。

アンケート調査結果によると、最近の地域福祉に関する報道等で関心のあることについては、「老老介護」、「子ども、高齢者、障がい者（児）への虐待」、「ヤングケアラー*¹」への関心が高くなっています。

高齢者、障がいのある人、子どもなど、支援が必要な対象者が抱える課題が多様化し、見えにくさを伴うことで深刻化しています。

本市では、各種相談窓口や相談支援体制の充実に取り組んできましたが、社会経済情勢の変化とともに顕在化している社会的孤立や複雑化・複合化した課題を適切な支援につなぐため、さらなる支援体制の充実が求められています。

さらに、認知症や知的その他精神の障がい等により、判断能力が不十分な人や日常生活等に支障がある人を社会全体で支えることが課題となっているため、権利擁護に関する理解の促進や関係機関との連携体制の強化など、地域で自分らしく暮らせる仕組みづくりを推進する必要があります。



*1 ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもとされている。

(1) 包括的な支援体制の整備

1 各種相談窓口・相談支援体制の充実

高齢者、障がいのある人、子育て家庭等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの利用等について、身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、支援を必要としながらも自ら支援を求められない人や、孤立し支援が届かない人等が地域や必要な支援へとつながるよう、地域での支え合いや関係機関等の連携強化による課題解決に向けた体制づくりを推進します。

市の取組

- ◆相談しやすい環境づくりと相談窓口の充実を図り、相談内容に応じて関係機関が連携し必要な支援につながるよう、総合的な相談支援体制の強化に努めます。
- ◆地域における関係機関による課題解決のためのネットワークの構築や協働の中核を担う機能など、包括的な相談支援体制を整備します。
- ◆地域包括支援センターなど既存の相談支援体制のほか、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため新たに整備する地域生活支援拠点等^{*1}や、妊産婦・子育て世帯・子どもへ包括的な相談支援を行うため新たに開設する予定のこども家庭センター^{*2}による相談支援体制の強化を図ります。
- ◆身近な地域相談員である民生委員・児童委員と、市や社会福祉協議会との連携を強化し、市民が相談しやすい環境整備に努めます。
- ◆相談者のプライバシーに配慮した、相談サービスの充実に努めます。
- ◆相談窓口の周知や安心して気軽に相談できる体制を整備し、地域における自殺防止対策を推進します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆日常生活の中での困りごとが出てきたら、遠慮せずに市や相談機関のほか、民生委員・児童委員や自治会長、近所の人等に相談します。
- ◆近所や友人等に困っている人がいたら、市や相談機関、民生委員・児童委員等の相談窓口を教えたり、つないだりします。
- ◆日頃から様々な人と交流することで、いざというときに相談できる相手を増やします。
- ◆ふれあいサロン等の地域活動の中で、困りごとを抱える人を見つける意識をもちます。

* 1 地域生活支援拠点等：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）をもつ、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。

* 2 こども家庭センター：すべての妊産婦や子育て世帯の相談を受ける機能と貧困や虐待等の問題を抱えた家庭に対応する機能を統合して一体的に相談支援等を行う機関で、令和6（2024）年度から市町村への設置が努力義務化される。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆多世代に情報が行きわたるよう各種媒体を活用し、相談窓口を周知します。
- ◆相談につながりやすくなるよう、自治会や民生委員・児童委員等との連携を強化します。
- ◆地域住民に、身近な地域相談員である民生委員・児童委員の役割を知ってもらえるよう努めます。
- ◆日常業務や活動を行う中で、本人や世帯に潜在する課題等に気づいたり、困りごとや心配ごとの相談を受けたら、そのまま放置せず支援につなげます。
- ◆担当分野を越える相談については、連携を図りながら支援を行うため、市福祉総合相談窓口へつなぎます。
- ◆既存の制度に適した支援メニューがない相談は、市福祉総合相談窓口につないで地域の関係機関に働き掛けてもらいます。
- ◆支援関係機関間の役割分担の整理が必要な相談は、各種支援機関と連携を図りながら支援を行うため、市福祉総合相談窓口へつなぎます。
- ◆アプローチすることが困難な事例や、いずれの分野で対応するか判然としない場合は、市福祉総合相談窓口と情報共有を行います。
- ◆多様で複雑な地域生活課題にも対応できるよう、支援者の質の向上に努めます。

社会福祉協議会の取組

- ◆社会福祉協議会が行う既存の相談事業を継続的に周知します。特に「燕市社協LINE相談窓口」の周知を強化します。
- ◆身近な地域相談員である民生委員・児童委員を含め、市内にある福祉に関する相談窓口を周知するとともに、関係者間で活用について検討します。
- ◆自ら相談窓口に出向くことの難しい人へは、相談者の自宅等に出向き、課題を把握します。
- ◆身近な相談所として現在3か所で開設されている「支え合い活動相談所」を、地区支え合い活動推進委員会と各地区の実情を踏まえながら検討し、市内各地に増やします。
- ◆地区支え合い活動推進委員会との協働により、日常的な見守りや交流を促進し、困りごとの早期発見に努めます。
- ◆民生委員・児童委員等を含めた各種相談機関の連携を強化し、誰でも気軽に多様な相談ができる、ワンストップによる相談体制の充実について検討する場をつくります。

(1) 包括的な支援体制の整備

2 情報格差への対応の推進

情報通信技術の急速な進化に伴い、多くの年代でパソコンやスマートフォン等から様々な情報を自ら得ることができるようになりました。

一方で、スマートフォンを使用できない等の事情から日常生活や災害時に必要な情報を入手できない人は、情報弱者となり様々な場面で不利益を被ることが指摘されています。

すべての人が必要なときに必要な情報を入手することができるよう、情報バリアフリー^{*1}の推進に努めます。

市の取組

- ◆高齢者や障がいのある人等に配慮した情報提供に努めるとともに、障がい等により意思疎通を図ることに支障がある人が意思疎通を図りやすい環境整備を推進します。
- ◆年代や障がいの有無等に関わらず、誰もがウェブサイト上の情報を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティ^{*2}の確保に努めます。
- ◆すべての人が、必要なときに必要な情報を入手することができるよう、パソコンやスマートフォンの教室や講習会を開催し、情報バリアフリーの推進に努めます。
- ◆情報格差を縮小するため、多様な情報媒体による情報提供に努めます。

市民（個人、地域）の取組

- ◆市や自治会、福祉団体等からの広報紙や回覧資料は、家族全員が見るようにします。
- ◆高齢者や障がいのある人等には、訪問して直接情報を伝える等の配慮をします。
- ◆日本語が不自由な外国人にも情報が伝わるよう、日頃から積極的にコミュニケーションをとります。
- ◆自治会や自主防災組織は、災害時に情報提供が必要な一人暮らしの高齢者等をあらかじめ把握し、必要な体制を整えとともに情報伝達訓練を行います。
- ◆会うことが難しいコロナ禍でも、電話やメール、ショートメール等を活用し、情報をお互いに伝えます。

* 1 情報バリアフリー：高齢者や障がいのある人を含むすべての人が、支障なく情報通信を利用できるようにすること。

* 2 ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がいのある人など、心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブサイトで提供される情報を利用できるようにすること。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆高齢者や障がいのある人等に配慮した方法での情報提供に努めます。
- ◆支援機関は、広報紙やホームページ、公式LINE等を活用することで、問い合わせ環境の整備や情報発信を行います。
- ◆必要な人に情報が届くよう、情報バリアフリーについて検討します。
- ◆外国人の社員や職員がいたら、必要な情報が届いているか確認します。
- ◆日常の業務や活動の中で、情報の発信元と利用者の間をつなぐ役割を担います。
- ◆普段SNSに触れる機会が少ない高齢者等が、SNSでの情報収集や情報交換を体験できる機会をつくります。
- ◆施設等で Wi-Fi が安全かつ自由に利用できるよう整備し、無料の情報発信や情報交換ができる環境を増やして、生活困窮者等への情報支援を進めます。

社会福祉協議会の取組

- ◆情報を受け取る人に配慮し、紙媒体やSNSなど様々な情報提供ツールを活用します。
- ◆必要な人に情報が届くよう、現状の情報提供方法の見直しを行い、情報バリアフリーに努めます。
- ◆情報を集めることが特に難しい人に、どのような方法で情報提供すると効果的かを多職種・多機関で検討する場をつくります。
- ◆音声訳や手話、要約筆記等の情報保障の活動に参加できるボランティアを募ります。
- ◆燕市民交流センター内に、福祉関係の様々なチラシやパンフレット等が配置できる情報スペースを確保します。また、高齢者や障がいのある人でも使いやすいパソコンの配置を検討します。



シニア世代のためのスマホ活用講座の様子

(2) 困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援

1 生活困窮者への自立支援

生活困窮者の自立支援を促進するため、関係機関と連携して地域における生活困窮者の把握を行い、離職者や就労経験がない人への就労支援や安定した住居確保支援など、包括的・継続的な支援の充実を図ります。

市の取組

- ◆生活困窮者自立支援制度や相談窓口の周知を図り、支援が必要な人が制度等を利用することができるよう、情報提供に努めます。
- ◆関係機関との連携を強化し、生活困窮者の早期把握に努めます。
- ◆生活困窮者への相談支援、生活困窮者の状況に応じた生活保護制度や生活困窮者自立支援制度に基づく支援を推進します。
- ◆社会福祉協議会やハローワーク等と連携して、住居の確保や就労支援など、自立に向けた包括的な支援を推進します。
- ◆生活困窮者が抱える複合的な課題の把握および解決に努め、貧困の連鎖^{*1}を断ち切る取組を推進します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆収入が極端に減少するなど、これからの生活に不安を感じたら、早めに市や相談機関、民生委員・児童委員等に相談します。
- ◆近所や友人等で生活に困っている人を見つけたら、市や地域包括支援センター、相談事業所等の相談機関、民生委員・児童委員等の相談窓口を教えたり、つないだりします。
- ◆フードバンク^{*2}や子ども食堂^{*3}等の生活に困窮している人を支える活動をしている団体に食材等の寄附をするなど、活動を応援します。

*1 貧困の連鎖：貧困家庭の子どもが、親の収入が少なく十分な教育を受けられないため、進学や就職の機会に恵まれず十分な収入を得られないことから、大人になっても貧困の状態から抜け出せず、次の世代へ連鎖すること。

*2 フードバンク：まだ食べられるのに不要になった食品を個人や企業から無償で受け取り、それらを必要とする人へ無償で提供する取組。

*3 子ども食堂：無料又は低価格で子どもや保護者等に食事や居場所を提供するコミュニティの場。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆生活に困窮している人を支援する窓口があることを周知します。
- ◆地域に潜在する生活困窮者にも情報が届くよう、フードバンク等の支援情報を広く周知します。
- ◆市や学校、保育所等と連携・協働し、支援を必要とする子どもや家庭の把握に努めます。
- ◆各種事業やサービスを行う中で、複合的な課題を抱えている人を見つけたら、適切な支援ができるよう市の生活困窮者自立支援事業窓口につなぎます。
- ◆生活に困窮している人に支援できることを検討します。
- ◆外国人が経済的な問題から孤独・孤立状態になることがないように支援できることを検討します。

社会福祉協議会の取組

- ◆生活福祉資金貸付制度や小口資金貸付を活用し、所得の少ない世帯等の生活の安定と経済的自立を図ります。
- ◆新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付の償還等で、家計収支とともに世帯全体に課題がある場合、必要な支援につなぎます。
- ◆社会福祉協議会の事業やサービス利用で生活に困窮している人を見つけたら、市の生活困窮者自立支援事業窓口と連携しながら支援します。
- ◆民生委員・児童委員や自治会、地区支え合い活動推進委員会等との協働により、日常的な見守りや交流を促進し、生活に困窮している人の早期把握に努めます。
- ◆生活に困窮している人を、必要に応じてフードバンクや子ども食堂につなぎます。
- ◆地域社会から孤立しがちな生活困窮者が、役割のある活動に参加できるよう、市民を含めた様々な団体や機関等と連携します。



余った食べ物等を寄附するフードドライブ



フードドライブで集まった食料品等の様子

(2) 困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援

2 複合的な課題解決に向けた多機関連携の強化

様々な課題を抱えながら、適切な支援につながらず孤立する人や、相談先につながらずに課題が深刻化する人を地域の中で取り残すことなく、適切かつ確実に支援につなげる必要があります。

本市では、様々な課題に対応した相談窓口を設置していますが、各相談窓口では、相談内容に応じて関係機関等と連携し、適切な支援へつなげることが重要です。

一方、複合的な課題や、現行の支援制度がない又は不十分といった制度の狭間の課題が顕在化していることから、分野を超えた多職種・多機関による相談支援ネットワークを強化する必要があります。

市の取組

- ◆各種相談窓口や関係機関等を通じて、社会的に孤立している人や生活困窮状態にある人の把握に努めます。
- ◆認知症の人やその家族に積極的に関わり、継続的かつ専門的な支援を行います。
- ◆障がいのある人の福祉的就労^{*1}を支援します。
- ◆ひとり親家庭への就労支援を充実します。
- ◆子ども食堂やフードバンクへの支援など、子どもの貧困対策を強化します。
- ◆ヤングケアラーに関する周知・啓発を強化するとともに、実態を把握し、その支援方法について研究します。
- ◆市福祉総合相談窓口を充実するとともに、各相談支援機関のネットワークを重層的に構築し、相談内容ごとの協働機能を強化します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆日常生活の中で、自分では解決することが難しい困りごとが出てきたら、遠慮せずに市や相談機関、民生委員・児童委員等に相談します。
- ◆近所や友人等に困っている人がいたら、市や地域包括支援センター、相談支援事業所等の相談機関、民生委員・児童委員等の相談窓口を教えたり、つないだりします。
- ◆近所の異変や支援が必要なことに気づいたら、地域包括支援センターや相談支援事業所等の相談機関に連絡します。

*1 福祉的就労：障がい等の理由で一般就労が難しい場合に働く場を提供する福祉サービス。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆各種相談窓口を開設したり、相談者の自宅等に出向いたりすることにより、複合的な課題を抱える人の把握に努めます。
- ◆地域住民に、身近な相談相手である地域の民生委員・児童委員の役割を知ってもらえるよう努めます。
- ◆複合的な課題を発掘し、その課題が解決できるよう、自治会や民生委員・児童委員等を含めた多職種・多機関の連携を強化します。
- ◆対象者の課題のみならず、世帯の中にある多機関連携が必要な潜在的なニーズにも対応する姿勢をもちます。
- ◆本人同意が得られず、支援関係機関同士の情報共有や役割分担が進まないケースは、市福祉総合相談窓口と一緒に対応します。
- ◆複雑化・複合化した事例は、市の多機関連携を調整する窓口と、支援の方向性と支援関係機関の役割分担を検討します。
- ◆合意形成された支援の方向性に基づいて、地域住民や民生委員・児童委員等を含めた多機関協働の支援を実施します。
- ◆重層的支援体制整備事業の実施について、検討する場に参加します。

社会福祉協議会の取組

- ◆地区支え合い活動推進委員会との協働により、日常的な見守りや交流を促進し、複合的な課題を抱える世帯の早期把握に努めます。
- ◆居宅介護支援事業や訪問介護事業、相談支援事業等の社会福祉協議会が行っている日常業務の中で、課題の属性を限定せずに複合的な課題を抱える世帯の把握に努め、支援につなげます。
- ◆本人のニーズや状況により、役割のある活動に参加できるよう、市民を含めた様々な団体や機関等と連携します。
- ◆複雑化・複合化した地域生活課題を解決するため、多職種・多機関の連携と協働で、お互いの強みを活かしながら具体的な解決策を検討する場をつくります。また、制度の狭間にあり支援するサービスや活動が不足している場合は、新たな事業や活動を創り出します。
- ◆多職種・多機関の連携と協働を継続的に推進していくため、市内の社会福祉法人による、社会福祉法人やNPO法人等の連絡会の設立に向けて準備します。
- ◆多分野の業務を行っている社会福祉協議会の強みを活かし、内部連携による事業推進を強化します。
- ◆重層的支援体制整備事業の実施について、検討する場に参加します。

(2) 困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援

3 再犯防止施策の推進（燕市再犯防止推進計画）

犯罪や非行をした人が、更生するための十分な支援を受けられず、地域社会で孤立し、生きづらさから再び犯罪や非行を起こすことがないように、地域の一員として受け入れられ、円滑に社会復帰できるよう支援する必要があります。

関係機関等と連携し、福祉サービスの利用や社会参加、就労、居場所づくり等、一人ひとりの課題に応じた支援を行います。

施策の方針

「誰一人取り残さない」社会の実現

刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は年々増加傾向にあります。

刑事司法関係機関だけでの取組には限界があり、国・県や民間団体等とともに地域において継続的な支援を行っていくことが重要です。

関係機関等と緊密に連携して再犯防止施策を総合的に推進するとともに、再犯防止の取組を周知することにより、地域における理解と関心を醸成します。

<重点課題>

- ❖ 就労・住居の確保
- ❖ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ❖ 学校等と連携した修学支援の実施
- ❖ 犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な指導の実施
- ❖ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ❖ 関係機関との連携強化

市の取組

- ◆燕市保護司会と連携した相談体制を充実し、犯罪や非行をした人等に対する必要な福祉サービス・保健医療の利用、就労支援および適切な住居の確保への支援を行います。
- ◆更生保護に携わる保護司会等の活動や更生保護サポートセンター*¹の運営を支援します。
- ◆燕市保護司会と連携し、犯罪と非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」*²をはじめとした更生保護活動等に関する周知・啓発を行います。
- ◆子どもたちの健全育成を図り、非行を未然に防止する取組を行います。

市民（個人、地域）の取組

- ◆様々な背景のある人も地域社会で受け入れ、あいさつをしたり、地域活動に参加してもらえるよう努めます。
- ◆様々な機関と連携し、非行を未然に防止する啓発活動に参画します。
- ◆非行を未然に防止するため、地域での見守りや声掛けを行います。
- ◆地域の子どもと大人が触れ合う機会をつくることで、お互いの信頼関係を築き、悪いことを見つけたときには注意します。

* 1 更生保護サポートセンター：保護司・保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら更生保護活動を行う拠点。
* 2 「社会を明るくする運動」：犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆犯罪の原因等に着目した支援を多機関連携で行い、再犯を防ぎます。
- ◆矯正施設等の出所者の人権が侵害されないよう、差別や偏見の解消に向けた啓発活動等に協力します。
- ◆地域生活定着支援センター*1や保護観察所等と連携し、矯正施設等から出所する高齢者や障がいのある人等の円滑な社会復帰支援を促進します。
- ◆医療観察法の対象者からの相談にも受け止める姿勢をもち、社会復帰できるよう医療機関や保護観察所等の関係機関へつながります。

社会福祉協議会の取組

- ◆“社会的に弱い立場にある人々を含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていく”というソーシャルインクルージョン*2の考え方を福祉教育や福祉学習で伝えます。
- ◆福祉関係者や市民等が更生保護活動について学習したり、燕市保護司会と意見交換や情報交換できる機会をつくれます。

*1 地域生活定着支援センター：矯正施設から退所し、福祉の支援を必要とする高齢者や障がいのある人が地域社会に復帰するため、福祉サービス利用の橋渡しを行う機関。
*2 ソーシャルインクルージョン：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

(3) 権利擁護の推進

1 成年後見制度の普及・推進（燕市成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、判断能力が十分ではないために自分自身の権利を守ることができない人を保護および支援する制度です。

成年後見制度の周知や相談窓口の拡充を図ることで、市民や相談支援機関の制度への理解を深め、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見と支援につなげます。

また、必要とする人が必要なときに成年後見制度を利用できるよう、市、法律・福祉の専門職団体、地域の関係団体が連携し、適切な支援につなげる権利擁護支援の地域連携ネットワーク*1を整備し、地域における支援体制の構築を目指します。

施策の方針

地域連携ネットワークの整備

支援を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として、必要なときに成年後見制度を利用できるよう地域の関係団体等との連携を図り、中核機関*2を設置して地域連携ネットワークを強化します。

さらに、成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的・計画的に整備し、地域における権利擁護支援の強化を図ります。

<地域連携ネットワークの役割>

- ❖ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ❖ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ❖ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

<地域連携ネットワークおよび中核機関の機能>

- ❖ 広報機能
- ❖ 相談機能
- ❖ 成年後見制度利用促進機能
- ❖ 後見人支援機能

*1 地域連携ネットワーク：全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう適切な支援を行うための、市町村と関係機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所など）による連携体制のこと。

*2 中核機関：成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関。

市の取組

- ◆地域連携ネットワークの調整役となる中核機関を設置し、機能を段階的に整備することで、成年後見制度の利用促進に取り組みます。
- ◆社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携を図り、成年後見制度の周知に努めます。
- ◆各地区の地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会等との連携に基づき、高齢者や障がいのある人の権利擁護支援を展開します。
- ◆法律・福祉の専門職や関係機関等が連携して必要な支援を行うことができるよう、協議会を設置し、地域連携ネットワークを強化します。
- ◆支援の必要な人に、家族や親族、福祉・医療や地域の関係者、成年後見人等がチームとして協力し、日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。

市民（個人、地域）の取組

- ◆自治会単位で、社会福祉協議会等が実施する成年後見制度の出前講座を活用して、地域での学習会を企画します。
- ◆自身や家族の将来に備え、成年後見制度等を学べる研修会や学習会に参加します。
- ◆地域に成年後見制度の利用が必要な人がいたら、関係機関につながります。
- ◆家族や友人に伝えておきたいことや自身の希望等を、エンディングノートに書き留めておきます。
- ◆市民後見人等の権利擁護支援に関心のある人は、養成講座を受講し、担い手となります。



大切な方への絆ノート
(エンディングノート)

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆成年後見制度の普及啓発および推進に協力します。
- ◆総合的な権利擁護支援策の充実に向けて、地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関とともに、包括的な支援の体制整備に取り組みます。
- ◆支援体制が構築できていない課題はそのままにせず、市の権利擁護支援関係窓口に相談する等の連携を図ります。
- ◆被後見人等を中心に関係者でチームを構成し支援します。
- ◆弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家と積極的に連携します。
- ◆福祉事業所は、法人として成年後見制度の担い手になることを検討します。

社会福祉協議会の取組

- ◆成年後見制度等の権利擁護をテーマにした研修会や学習会を開催します。また、各団体やふれあいサロン等に出前講座を行い、普及啓発を行います。
- ◆弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家との連携により、専門性を担保した相談および支援の仕組みをつくります。
- ◆市と協力し、福祉後見・権利擁護センターを基点に、多職種・多機関協働による権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。
- ◆市民後見人や生活支援員など、権利擁護支援に携わる市民を養成し、市民参加による権利擁護支援を実践します。
- ◆関係機関との連携や日常業務により発見される、既存の制度やサービスの狭間にある課題を解決する独自事業の開発を検討します。
- ◆法人後見事業や日常生活自立支援事業の利用者が、地域社会から孤立しないよう、地域の支え合い活動や他の福祉サービス等も活用し、総合的な支援体制を構築できるよう努めます。

(3) 権利擁護の推進

2 人権擁護の推進

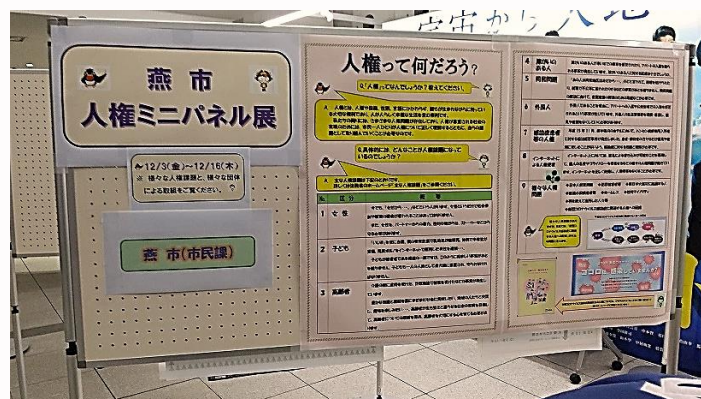
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、誰もが自分のこととして人権問題に関心をもち、人権尊重の理念を理解するとともに、誰もが個人として尊重され地域で自分らしく暮らせるよう、人権擁護の取組を推進します。

市の取組

- ◆人権擁護の相談支援や啓発活動を行うとともに、人権問題に対し適切な対応を行うことができるよう関係機関の連携強化を図ります。
- ◆関係機関と連携し、人権教育として様々な学習機会を提供します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆人権問題について関心をもち、学習する機会に参加します。
- ◆地域の子どもたちに、生命の大切さや他人への思いやり、社会生活のルールやマナーを守ることの大切さを伝えます。また、大人もその見本となるような行動をとります。
- ◆地域の誰もが個人として尊重され、受け入れられる地域をつくります。
- ◆他者からの嫌がらせ等で不安や悩みを抱えたら、一人で悩まずに市や相談機関、民生委員・児童委員等に相談します。



燕市人権ミニパネル展の様子

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆一人ひとりの人権が尊重される地域社会づくりを目指して、総合学習等の多様なプログラムの作成や実施に積極的に参加します。
- ◆消費者被害や虐待により人権が侵害されないよう、地域住民に対し早期発見・早期解決の重要性を伝えます。
- ◆感染症に感染したこと等を理由に差別等が発生しないよう必要な教育・啓発活動を行います。
- ◆すべての福祉団体は、個人のプライバシーや尊厳に対する十分な認識と配慮をもちながらサービスの提供をします。
- ◆意思決定に困難を抱える人が、自らの意思が尊重された生活を送ることができるよう、意思決定支援を念頭に置いた支援を行います。
- ◆地域の見守りや日常業務等から発見された人権問題について、多職種・多機関の連携により対応します。

社会福祉協議会の取組

- ◆福祉従事者や市民を対象に、人権擁護（権利擁護）について学習する機会をつくります。
- ◆意思決定に困難を抱える人が、自らの意思が尊重された生活を送ることができるよう、福祉専門職を対象に意思決定支援について学ぶ機会をつくります。
- ◆身元を明かさずに相談できる「燕市社協LINE相談窓口」の周知を強化し、人権問題の早期発見に努めます。
- ◆障がいのある人への差別や偏見について、イベントや講演会等を開催し、市民への理解の促進を図ります。
- ◆すべての人が大切に守られる、日常の思いやりの心を福祉教育で伝えます。

(3) 権利擁護の推進

3 虐待の防止

高齢者、障がいのある人、子どもへの虐待（以下「虐待」という。）や配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の未然防止、早期発見や早期対応を図るため、関係機関等と連携した啓発活動や相談窓口の周知を強化し、地域の多様な主体による見守り活動を促進します。

また、虐待やDVに対し、市民や警察、福祉、教育等の関係機関が、適切かつ迅速に情報共有し、連携して支援するなど、切れ目のない支援体制を整備します。

市の取組

- ◆虐待の未然防止、早期発見や早期対応のため、関係機関等との情報共有や連携強化に努めます。
- ◆高齢者への虐待について、地域包括支援センター等との関係機関と連携して虐待防止に取り組むとともに、相談支援体制等の強化を図ります。
- ◆障がいのある人への虐待について、市障がい者基幹相談支援センター*1が中心となり虐待防止に取り組むとともに、相談支援体制等の強化を図ります。
- ◆児童への虐待について、要保護児童対策地域協議会*2や児童相談所をはじめ、様々な分野の関係機関等と連携して虐待防止に取り組むとともに、子育てに関する相談や見守りなど必要な支援につなげる体制の強化を図ります。
- ◆県の関係機関と連携してDV防止のための意識啓発を行うとともに、DVの相談窓口の周知を強化するなど、相談しやすい環境整備を推進します。
- ◆感染症の拡大に伴い顕在化した孤独・孤立を感じている人への相談支援に努めます。
- ◆福祉関係施設における入所者等への虐待防止対策として、福祉関係施設に対し、定期的な研修の必要性や相談体制の充実について啓発や指導を行います。
- ◆虐待を発見した場合、発見者には通告・通報義務があることなど、制度の周知に努めます。

* 1 障がい者基幹相談支援センター：障がいのある人への相談支援等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関。
* 2 要保護児童対策地域協議会：要保護児童等への適切な支援を目的に、関係機関等が情報を共有し、連携して支援の協議を行う組織。

市民（個人、地域）の取組

- ◆虐待や暴力の防止について学習する機会に参加します。
- ◆子育てや介護等で不安やストレスを感じたら、一人で悩まずに身近な人や相談機関に相談します。
- ◆虐待や暴力等を受けたら、早めに市や相談機関、民生委員・児童委員等に相談します。
- ◆虐待を受けている児童を発見したら、迷わずに市や児童相談所等に通告します。
- ◆高齢者、障がいのある人、子ども等で様子がおかしいと思ったら、市や学校、相談機関、民生委員・児童委員等の相談窓口を教えたり、つないだりします。
- ◆地域に孤立した世帯をつくらないように、日頃から声を掛け合ったり、気軽に立ち寄れる場所をつくれます。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆虐待や暴力が疑われる人を発見した際の相談先への連絡のほか、認知症理解や介護負担軽減の情報提供など、虐待の防止や早期発見、早期解決につながる取組を行います。
- ◆虐待への対策として、早期発見・見守りネットワークのほか、関係機関による介入支援のためのネットワーク構築を図ります。
- ◆虐待対応にあたり、広域で行われている専門的支援を積極的に活用し、地域における虐待対応能力の向上を図ります。
- ◆福祉サービス事業者は、外部からの虐待防止の取り組みについて評価を受ける事業を積極的に活用します。
- ◆虐待や暴力が連鎖しないよう、適切に対応する技術を学びます。
- ◆法人に設置されている虐待防止委員会で、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止対策の検討等を行います。

社会福祉協議会の取組

- ◆地区支え合い活動推進委員会との協働により、地域での日常的な見守りや声掛け、交流等を促進し、孤立した世帯をつくらない未然防止の取組と、虐待や暴力の疑いのある世帯の早期発見に努めます。
- ◆各種福祉サービス事業やふれあいサロン等の、日常の社会福祉協議会業務から虐待を発見した場合には、速やかに関係機関との連携により対応します。
- ◆身元を明かさずに相談できる「燕市社協 LINE 相談窓口」の周知を強化し、虐待や暴力の早期発見に努めます。

(4) 多様な主体の活動の推進

1 NPO等の市民活動団体や企業等によるサービス提供の推進

地域生活課題を解決していくためには、様々な関係機関等がそれぞれの役割を認識し、特性を活かしながら活動することが必要です。

地域には、従来の個々の制度の枠の中では対応しきれない制度の狭間にある問題も存在しており、このような問題に的確に対応するためには、NPO等の市民活動団体や企業等の多様な主体の参画は、欠かせないものとなっています。

多様な主体による地域福祉活動を推進するため、支援の充実を図ります。

市の取組

- ◆地域福祉活動に取り組む NPO等の市民活動団体や企業等に関する情報を発信するとともに、当該団体に対し、活動に必要な情報提供等の支援を行います。
- ◆NPO等の市民活動団体や企業等が実施する子ども食堂やフードバンク等の活動を支援します。
- ◆公益的な取組を行う市民活動団体等の運営などを支援し、活動の活性化を図ります。

市民（個人、地域）の取組

- ◆一人ひとりが地域社会の一員であり、地域づくりの担い手であることを自覚します。
- ◆NPO等の市民活動団体の活動に関心をもち、興味のある活動に参加します。
- ◆子ども食堂やフードバンクなど、NPO等の市民活動団体や企業等が行う支援を必要としている人を見つけたら、当該団体等につなぎます。
- ◆NPO等の市民活動団体の活動資金に活用される共同募金運動への参加により、団体の活動を支えます。



子ども食堂の様子

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆NPO等の市民活動団体等と交流をもち、活動内容や情報を把握し、地域の活動へつながります。
- ◆企業の社会貢献活動や社会福祉法人の公益的な取組等について、自社の特徴を活かし、積極的に取り組みます。
- ◆関係者と一緒に地域生活課題に対するインフォーマルサービスづくりに取り組む姿勢をもちます。
- ◆イベントや研修会の開催など、活動の充実を図るため共同募金会等の各種助成事業を有効に活用します。

社会福祉協議会の取組

- ◆地域福祉活動に取り組むNPO等の市民活動団体や企業等の活動を広報し紹介することで、普及啓発に努めます。
- ◆地域福祉活動に取り組むNPO等の市民活動団体や企業等の活動を支援するため、各種助成金情報を提供します。
- ◆ボランティア活動に興味のある市民を、NPO等の市民活動団体等につなぎます。
- ◆企業等へ社会貢献活動への取組の意義を周知するとともに、どのような活動ができそうかを一緒に考えます。
- ◆NPO等の活動内容を把握し、多様な地域ニーズとのコーディネート機能を果たします。

(4) 多様な主体の活動の推進

2 多様な主体間の連携・協働の推進

NPO等の市民活動団体や企業等の多様な主体が分野を超え、連携して地域と協働しながら地域福祉活動に取り組むことで、支え合いの基盤は強化されます。

多様な主体間の連携や協働を促進し、支え合いによる地域生活課題の解決に向けたネットワークの構築を推進します。

市の取組

- ◆多様な主体に対し、地域福祉への関心を高め、課題を把握し、活動の方向性を考えるための研修の機会を提供します。
- ◆多様な主体間の交流を推進し、地域福祉活動における連携・協働を促進します。
- ◆多様な主体同士の連携の仲介やマッチングを行い、地域生活課題の解決に向けた協働事業のコーディネートを行います。

市民（個人、地域）の取組

- ◆生活に不安や困りごとを抱える方や世帯を発見したら、市や相談機関等につなぐとともに、地域と支援関係機関等が連携などを行いながら課題の解決に努めます。
- ◆地域の力だけで解決することが難しい課題が出てきたら、地元の企業やNPO等と連携や協働で解決することを考えます。
- ◆将来、地域で発生しそうな様々な課題を洗い出し、地域で解決できないことは地元の企業やNPO等と共有し、早期に対応策を検討します。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆福祉団体は、生活に不安や困りごとを抱える方や世帯の地域生活課題を把握するとともに、地域住民や支援関係機関等と連携などを行いながら課題を解決します。
- ◆地域の団体等は、イベントや講座、情報交換会等を開催したり参加したりすることで、各種団体とのネットワークづくりを進めます。
- ◆福祉団体は、同じ目的をもった人たちとのネットワークが構築できるよう企業の社会貢献活動との連携を図ります。
- ◆団体の力だけで解決することが難しい課題が出てきたら、地元の企業や他の NPO 等と連携や協働することを検討します。

社会福祉協議会の取組

- ◆様々な活動団体の一覧表を作成し見える化することで、団体同士の興味・関心を高めます。
- ◆連携や協働することで良い方向に向かった好事例を社協だより等で紹介することで連携・協働の啓発を図ります。
- ◆多様な主体が交流できる機会をつくります。お互いの活動を情報交換することで連携や協働のネットワーク形成を促進します。
- ◆地域のニーズに対し、様々な団体や機関等が連携や協働しながら解決に向かうようコーディネートします。



オンラインによる多職種連携検討会議の様子

関連する SDGs の目標



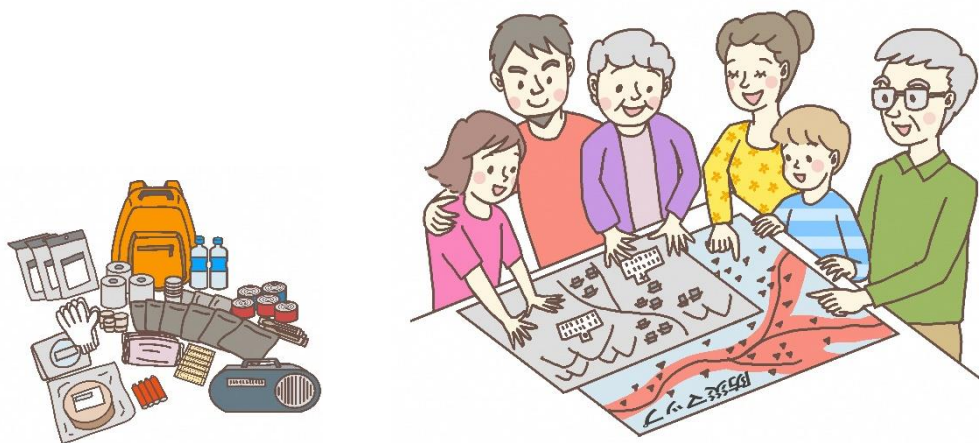
【現状と課題】

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、平時から災害が発生した場合等の緊急時に備えた対策を講じるなど、安全に生活するための環境を整えることが必要です。

アンケート調査結果によると、高齢や病気等で日常生活が不自由になったときに希望する地域での手助けについて、「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ」を望む人の割合が多くなっています。

また、地域社会の役割について、「緊急事態が起きたときの対応」や「防災・防犯などの日頃の協力」に期待する人の割合が多くなっています。

本市では、地域の防災活動や防犯活動の活発化に取り組んできましたが、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう引き続き、災害への備えとして自主防災活動の推進や災害時要配慮者の支援等を行うとともに、犯罪被害を防止するため、日頃の見守り活動の推進等により、地域の防災力・防犯力の強化を図っていくことが必要です。



(1) 暮らしやすい生活環境の整備

1 ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がいのある人が快適に暮らせる環境の実現を目指すため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、建築物、交通機関、歩道など、生活環境のバリアフリー化とともに、すべての人々が共通して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを推進します。

市の取組

- ◆公共施設の統廃合や改修に合わせ、公共施設のユニバーサルデザインに配慮した環境整備を推進します。
- ◆民間事業者に対して、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するよう協力を求めています。
- ◆安全・安心な歩行空間を確保するため、歩道の整備を推進します。
- ◆様々な立場の人への理解を促進するため、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆高齢者や障がいのある人が、公共交通や施設等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うように努めます。
- ◆バリアフリーやユニバーサルデザインについて学べる研修等に参加します。
- ◆地域の誰もが安心して使えるよう、地域の集会所等のバリアフリー化を検討します。
- ◆自治会が中心となり、地域の中に段差や不便な所はないか点検します。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆建物内を点検し、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した環境づくりに努めます。
- ◆バリアフリーやユニバーサルデザインについて学ぶ機会をつくります。
- ◆バリアフリーやユニバーサルデザインの啓発活動を行います。
- ◆障がいのある人等にとって、暮らしの中での不便になる所を把握し、市担当窓口と共有しながら、改善策を検討します。

社会福祉協議会の取組

- ◆社協だよりやホームページ等を利用して、バリアフリーやユニバーサルデザインについて情報発信します。
- ◆ユニバーサルデザインマップなど様々なツールを活用しながら、バリアフリーやユニバーサルデザインについて理解を深める福祉教育や福祉学習を行います。



夏休み福祉体験教室の様子

(1) 暮らしやすい生活環境の整備

2 交通弱者*¹の外出支援等

今後ますます高齢者人口が増加し、交通手段をもたない世帯が増えることが予想されます。

日常生活を送るうえで欠かせない買い物や通院など、移動に課題を抱える高齢者や障がいのある人等の交通弱者への外出支援に取り組む必要があります。

また、ひとり暮らしの高齢者等が、地域で安心して暮らし続けられるよう配食サービスを行うなど、自立した生活の継続を支援します。

市の取組

- ◆交通弱者の買い物、通院、社会参加等のため、日常生活における移動手段として定着しているコミュニティバス*²およびデマンド交通*³事業を継続実施します。
- ◆交通弱者のニーズに対応した公共交通の整備を推進します。
- ◆自ら食事を作ることが困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、配食サービスを行い、地域の見守りを行うとともに、自立した生活が継続できるよう支援します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆地域の中にいる日常生活の外出に困っている人に、買い物に一緒に行くなど地域住民同士の助け合いや、既に活動している移動スーパー等との連携で解決できないか考えます。
- ◆ふれあいサロン等で、買い物や通院等の日常生活に関わる外出や、近隣への食事会や観光などの娯楽の外出について、支援できることはないか検討します。
- ◆コミュニティバスの利用促進について話し合うとともに、機会をとらえて利用に努めます。
- ◆移動外出支援を行う団体等の活動に参加します。

*1 交通弱者：自分で自動車を運転できず、移動を制約される高齢者や障がいのある人のこと。

*2 コミュニティバス：市民の移動手段を確保するために市町村等が運行するバス。

*3 デマンド交通：利用者の事前予約により、指定された時間に指定された場所へ運行する地域公共交通。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆地域包括支援センター等は、地域にある交通弱者の状況や困りごとを、広報紙等を活用し、広く周知します。
- ◆サービス提供事業所等は、所有している車両の空き時間を活用し、ふれあいサロン等の送迎に協力するなど、社会貢献による外出支援を検討します。
- ◆通いの介護施設利用時の買い物代行や施設内での物販など、交通弱者の支援についてできることを検討します。
- ◆障がいのある人の雇用と併せて、通勤方法についても配慮できないか検討します。
- ◆高齢者や障がいのある人にとって使いやすい公共交通になるよう、業務の中で把握した課題を、市担当窓口と共有し改善策を検討します。

社会福祉協議会の取組

- ◆地区支え合い活動推進委員会との協働により、市民の互助による移動や外出の支援の推進に取り組みます。
- ◆デマンド交通予約センターと情報共有し、デマンド交通では解決できない交通弱者の移動や外出の課題を把握します。
- ◆有償ボランティア活動事業*1を充実し、高齢者や障がいのある人等の社会参加を促進します。
- ◆事業所等へ社会貢献による外出支援の働き掛けを行うとともに、社会貢献しやすくなる仕組みづくりを検討し調整します。
- ◆市民や関係機関で福祉有償運送の必要性など、高齢者や障がいのある人の移動や外出について考える機会をつくります。



コミュニティバス（市内循環バス スワロー号）

* 1 有償ボランティア活動事業：暮らしの中で困りごとのある人（利用者）とお手伝いできる人（協力者）が会員となり、有償で助け合うお互いさまの取組。愛称は「すけっとつばめ」。

(2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保

1 災害時の避難行動要支援者・要配慮者の安全確保

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人等を避難行動要支援者名簿へ登録し、災害時における安否確認、避難支援や平時における見守り活動に役立てる取組を推進します。

避難行動要支援者名簿の適切な更新や情報共有など、支援体制の強化を図るとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対する必要な配慮にも努めます。

市の取組

- ◆民生委員・児童委員や自治会、地域包括支援センター等の協力のもと、個人情報保護に十分配慮しながら、避難行動要支援者や要配慮者の情報が集約される体制づくりを推進します。
- ◆避難行動要支援者名簿を適切に更新し、平時から警察や消防、民生委員・児童委員、各地区の自主防災組織等の関係機関等と情報を共有することで、緊急時に迅速かつ的確な対応が行える体制の強化を図ります。
- ◆福祉避難所の確保について関係機関等と連携して取り組むとともに、福祉避難所の開設・運営に関し、定期的な訓練の実施支援を行います。

市民（個人、地域）の取組

- ◆災害時の避難行動要支援者名簿の活用や避難時の対応について、自治会や自主防災組織で学習したり話し合う機会をつくります。
- ◆自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員は、避難行動要支援者名簿により、地域にいる災害時の避難に支援が必要な人を把握し、周囲の環境も考慮しながら、地域住民との連携による支援体制を整えます。
- ◆避難が心配な人が近所にいたら、民生委員・児童委員や自治会に相談し、避難行動要支援者名簿に登録されていない場合は、登録してもらうよう促します。
- ◆避難行動要支援者名簿に登録されている人からも防災訓練に参加してもらい、避難計画が機能するか訓練を行います。
- ◆風水害時の避難には、市が作成したマイタイムラインを活用します。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆福祉サービス等利用者の災害時の避難場所や連絡先を把握しておきます。
- ◆福祉サービス等利用者に避難行動要支援者名簿に登録されていない、避難が心配な人がいたら、登録を勧めます。
- ◆日中独居になる高齢者等の情報を自治会、民生委員・児童委員、事業所等で共有し、災害時等の対応策について考えます。
- ◆サービス提供事業所は、通所利用者の在宅時の避難について、自治会や自主防災組織等と情報を共有するなど連携します。
- ◆福祉施設等は、所在地の自治会等と災害時に連携できるよう、日頃から交流するとともに、災害時の連携体制を検討します。
- ◆災害に備え、避難行動要支援者名簿の活用を踏まえた、支援者間のネットワークの構築を図ります。
- ◆個別避難計画と福祉サービスにおける個別支援計画との整合性を図る取組を進めます。
- ◆避難行動要支援者で移動困難である人の避難のため、日頃利用している施設へ直接避難することを市と検討します。

社会福祉協議会の取組

- ◆日常業務のつながりから、災害時に自力での避難が難しい人を発見した場合には、民生委員・児童委員や自治会と連携しながら、避難行動要支援者名簿への登録を調整します。
- ◆避難行動要支援者の個別避難計画の検討や避難訓練に協力します。
- ◆災害時に支援が必要な人の避難について、自治会や民生委員・児童委員を含めた多職種・多機関で検討する機会をつくります。
- ◆災害時は、市との連携より災害ボランティアセンターを設置し、自治会やボランティア、関係機関等と協働し、要支援者や要配慮者等の生活復旧への支援を行います。



災害ボランティア活動の様子

(2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保

2 地域の防災・防犯活動の推進

頻発する自然災害により、近年、市民の防災への関心は高まっています。

平時から地域の中のつながりの重要性を啓発し、お互いに声を掛け合い、協力して避難できるよう支援するとともに、高齢者、障がいのある人、子ども等の配慮が必要な人を意識した防災訓練等の実施や参加促進等を行います。

また、高齢者、障がいのある人、子ども等を犯罪から守るため、見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

市の取組

- ◆地域ぐるみの防災体制を強化するため、総合防災訓練への参加促進や地域における防災活動の活性化を図ります。
- ◆地域の防災意識を高める取組や防災知識の普及啓発に努めるとともに、情報の伝達手段および内容を充実させます。
- ◆企業の防災力強化を図るため、民間事業者に対する事業継続計画（BCP）の策定を促進します。
- ◆警察、自治会、防犯組合等の関係機関との連携強化に努め、見守りの強化等を通じ、犯罪の未然防止に努めます。
- ◆防犯灯（LED灯）や防犯カメラの設置を推進し、安全な生活環境の整備に努めます。
- ◆民間企業との連携や自主防犯活動等の推進により、認知症高齢者や子どもたちへの見守りなど、地域の見守り活動が円滑に行われるよう支援します。
- ◆地域のボランティア等による児童・生徒の登下校時の安全確保を推進します。
- ◆特殊詐欺等による被害防止に向けて関係機関等と連携し、消費生活相談や啓発活動の充実に取り組みます。
- ◆犯罪被害が発生した場合には、関係機関等と連携し、犯罪被害者等*1に対する支援を行います。

市民（個人、地域）の取組

- ◆災害時に備え、地域の防災訓練へ積極的に参加します。
- ◆自治会等で防災や防犯に関する学習会を開催し、地域住民の防災・防犯意識を高めます。また、大地震で住宅が倒壊しないよう耐震化を啓発します。
- ◆自治会等は、防災訓練が効果的な内容になるよう、防災に関する市の担当や災害系NPO等の専門家の意見を聞きながら計画します。

* 1 犯罪被害者等：犯罪等により被害を被った人およびその家族又は遺族。

市民（個人、地域）の取組

- ◆災害時の一時避難所を決めておくなど、自治会内で避難計画について話し合います。
- ◆各家庭で災害時の避難場所や防災グッズを確認しておきます。
- ◆地域住民の見守り等に加え、防犯関係団体と連携して地域の防犯活動を強化します。
- ◆自治会等は、地域住民が特殊詐欺に遭わないよう、家族や地域住民同士のコミュニケーションを深める取組を実施します。また、防犯機能付電話等の防犯グッズの活用について啓発する機会を設けます。
- ◆情報が届きにくい人への防災・防犯情報の伝え方を、自治会や自主防災組織等で検討しておきます。
- ◆災害時に地域住民同士で助け合いながら避難できるよう、日頃から声を掛け合う等の近所付き合いを大切にします。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆地域の防災・防犯活動へ協力します。
- ◆職員や団体の会員等に向け、巧妙になる特殊詐欺への対策を学ぶ機会をつくります。
- ◆民生委員・児童委員は、自治会や防犯関係団体等と連携し、防災・防犯活動の推進に協力します。
- ◆自治会等と協働で防災訓練を実施し、双方の避難計画を確認し、災害時に連携できる内容を検討します。
- ◆福祉サービス等の利用者やその家族の防災意識の向上や防災知識の普及啓発に努めます。
- ◆高齢者や障がいのある人をねらった消費者トラブルの情報を共有するとともに、周りの人々に対して情報提供を行う仕組みを考えます。

社会福祉協議会の取組

- ◆地区支え合い活動推進委員会との協働により、日常的な見守りや交流を促進することで、地域ぐるみの防災・防犯活動を推進します。
- ◆高齢者や障がいのある人が集まるふれあいサロン等へ、定期的に防災関連や消費者被害等の情報を提供し、防災・防犯意識の向上を図ります。
- ◆防災や防犯に関する活動を行っている機関や団体等と連携することで、地域の防災・防犯活動を促進します。

(2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保

3 空き家対策の推進

少子高齢化や人口減少等を背景に空き家が増加し、防災、防犯、景観等の観点から地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。誰もが地域で安心して暮らすためには、管理されていない空き家の解消や活用を推進する必要があります。

空き家を早期に把握し、活用等に関する適切な情報発信に努め、防災面や防犯面での不安を解消するための総合的な対策を推進します。

市の取組

- ◆空き家の維持管理や活用方法等に関する総合相談窓口や相談体制の充実を図ります。
- ◆空き家情報をホームページ内で紹介し、利用促進を図ります。
- ◆法務関係、建築関係等の専門家団体や民間事業者等と連携し、空き家の活用を促進します。
- ◆空き家の早期把握に努めるとともに、空き家になり得る家屋の所有や管理について早期の検討が重要であるという認識を周知するための啓発活動を行います。
- ◆空き家に関する各種補助事業の活用を促進します。

市民（個人、地域）の取組

- ◆将来に備え、住宅や土地の運用や活用について考えます。
- ◆自治会等で、地域住民が空き家の解消や利活用について学ぶ機会を計画します。
- ◆空き家を地域づくりに活用することを検討します。
- ◆自治会は、空き家の老朽化による倒壊や放火等を防止するため、巡回見守りを行います。また、必要に応じて市と連携して対応します。

関係団体・機関（組織、事業所）の取組

- ◆空き家対策の普及啓発に協力します。
- ◆空き家の利活用を検討する場に参加します。
- ◆老人クラブ等は、空き家をつくらないように、空き家の問題について学ぶ機会をつくります。
- ◆地域の居場所の設置など、空き家を活用した事例について提案します。
- ◆サービス提供事業所等は、施設への入居など居所の異動が伴う支援の際は、持ち家が放置されることがないように、関係機関と連携して対策に取り組みます。
- ◆適切な成年後見制度の利用によって、本人の利益に資する不動産の管理や処分を関係機関とともに進めます。

社会福祉協議会の取組

- ◆空き家を地域の居場所や、支え合い活動の拠点として利用する方策について、関係機関等と協議します。
- ◆日常業務の中で、空き家に関する心配や不安がある人がいたら、関係する相談窓口につなぎます。
- ◆空き家対策について検討する場に参加し、日常業務で把握する空き家に関する課題の解決に努めます。



空き家総合相談会の様子

第5章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域福祉推進の役割を担っている多様な主体の積極的な参画と連携が重要です。

また、各福祉分野の個別計画の着実な推進を図り、関係分野と連携・協働しながら地域社会全体で本計画の実現に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

1 計画の推進

(1) 庁内関係部局間の連携

本計画は、福祉や健康、教育、産業、都市整備、防災・防犯など、様々な分野が協働して取り組む必要があります。

地域福祉を推進するにあたっては、課題の把握や情報共有、施策の検討・展開など、庁内関係部局との連携を図りながら取り組みます。

(2) 市民、関係機関等との連携

本計画の取組を推進するためには、地域福祉の担い手としての市民をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、まちづくり協議会、ボランティア活動団体、福祉関係事業者、NPO等の市民活動団体、企業など多様な主体の参画が必要です。それぞれが連携し、協働して地域福祉の実現に取り組めます。

(3) 社会福祉協議会との連携強化

本計画は、市の「燕市地域福祉計画」と社会福祉協議会の「燕市地域福祉活動計画」を一体的に策定した計画です。共通の基本理念、基本目標のもと、相互に連携を図り、市と社会福祉協議会の役割や機能を効果的に発揮し、地域福祉の推進に取り組めます。

(4) 進行管理

本計画の進行管理は、計画期間の中間年と最終年に、「燕市地域福祉計画推進委員会」および「燕市地域福祉活動計画推進委員会」において、各施策の進捗状況等の分析と評価を行い、必要な対策を検討していくものとします。

また、各個別計画で掲げている施策については、それぞれの計画の中で進行管理を行うことを基本とします。

2 燕市地域福祉計画の施策指標

施策の方向性	No.	指標項目	基準値 (年度)	中間目標値 (R8 年度)	目標値 (R12 年度)
支え合い・助け合いの意識づくり	1	認知症サポーター養成者数	年間 380 人 (R3 年度)	年間 500 人	年間 500 人
地域支え合い活動の推進	2	市民活動団体の登録数	77 団体 (R3 年度)	82 団体	86 団体
	3	自治会やまちづくり協議会、ボランティア活動への参加割合 (市民意識調査)	20.5% (R4 年度)	28.0%	30.0%
人と地域をつなぐ交流の場づくり	4	若者と地域コミュニティの連携事業数 (累計)	4 事業 (R3 年度)	14 事業	22 事業
	5	つばめ若者会議プロジェクト実行数 (累計)	110 事業 (H26～R3 年度)	185 事業	245 事業
市民主体の健康づくりの推進	6	特定健診実施率 (新潟県福祉保健年報)	38.5% (R3 年度)	43.0%	48.0%
	7	特定保健指導実施率 (新潟県福祉保健年報)	45.2% (R3 年度)	50.0%	55.0%
	8	日常生活において歩行または同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施している人の割合 (新潟県「特定健康診査・特定保健指導実施状況」)	43.3% (R3 年度)	50.0%	56.0%
	9	「燕市こころの健康スワロー運動」登録数	15 事業所 (R3 年度)	150 事業所	170 事業所
包括的な支援体制の整備	10	障がい福祉サービスの利用定員数 (新潟県「社会福祉施設等名簿」)	621 人 (R3 年度)	650 人	680 人
困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援	11	生活困窮支援事業相談件数 (コロナ関連除く)	62 件 (R3 年度)	70 件	80 件
権利擁護の推進	12	成年後見制度の認知度 (基準値は長寿福祉課「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」。以降、R5 年度に設置する中核機関において測定。)	32.9% (R 元年度)	42.0%	50.0%
	13	人権を尊重していると答えた人の割合 (市民意識調査)	72.2% (R4 年度)	75.0%	80.0%
	14	虐待など要保護児童に関する学校・保育園等への調査・訪問件数	115 件 (R3 年度)	130 件	145 件
多様な主体の活動の推進	15	子ども食堂やフードバンクを運営する団体数	6 団体 (R3 年度)	9 団体	10 団体
暮らしやすい生活環境の整備	16	市営バス、デマンド交通の 1 日当たりの利用者数	300 人／日 (R3 年度)	300 人／日を維持	300 人／日を維持
地域ぐるみの安全・安心体制の確保	17	自主防災組織の組織率	76.3% (R4 年 4 月)	78.0%	80.0%
	18	地域防災活動の参加者数	3,732 人 (R3 年度)	4,500 人	5,500 人
	19	犯罪認知件数 (燕警察署ほか「燕市防犯白書」)	245 件 (R3 年)	毎年減少	毎年減少
	20	特殊詐欺被害件数 (燕警察署ほか「燕市防犯白書」)	6 件 (R3 年)	毎年減少	毎年減少

第 3 次燕市総合計画から燕市地域福祉計画関連の施策指標を抜粋しています。
目標値 (R12 年度) は、第 3 次燕市総合計画の最終年度の目標値を参考に掲載しています。

資料編

1 第4次燕市地域福祉計画策定に関するアンケート調査結果

<調査の概要>

1 調査の目的

地域の実情、地域活動への参加状況、地域福祉に関する考え方等を把握し、本計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象者、調査方法および調査期間

対象者	調査方法	調査期間
満20歳以上の男女1,000人	アンケート調査票を郵送で配付し、返信用封筒による回収又はWeb回答	令和3(2021)年10月22日(金)～令和3(2021)年11月5日(金)

3 調査票

A4サイズ 12頁

4 調査内容

- あなた自身のことについて (5問)
- 地域社会とのかかわりについて (9問)
- 地域活動について (2問)
- ボランティア活動について (2問)
- 地域福祉について (6問)
- 燕市社会福祉協議会のことについて (4問)
- これからのまちづくりについて (3問)



計31問

5 回収結果

有効回収数	有効回収率
496件	49.6%

※平成28(2016)年度実施時は、有効回収数434件、有効回収率43.4%

【アンケート集計方法について】

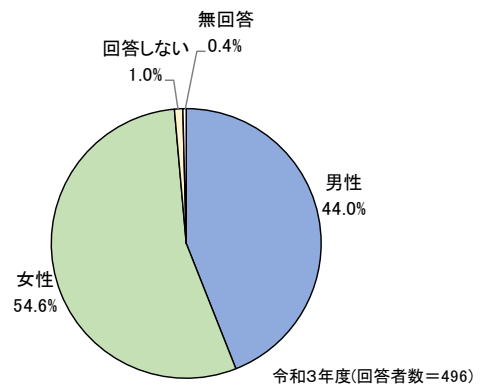
- 回答結果は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 図表中、「無回答」とある項目については、「回答のなかったもの」もしくは「判別ができなかったもの」を表しています。

Ⅱ 調査結果

＜あなた自身のことについて＞

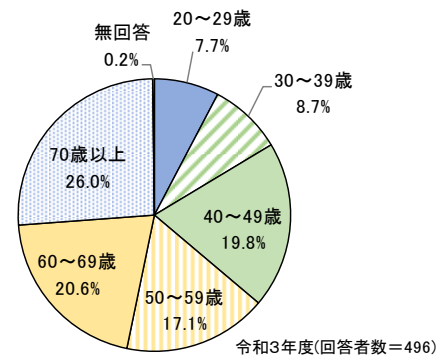
問1 あなたの性別はどちらですか（○は1つ）

「男性」の割合が 44.0%、「女性」の割合が 54.6%となっています。



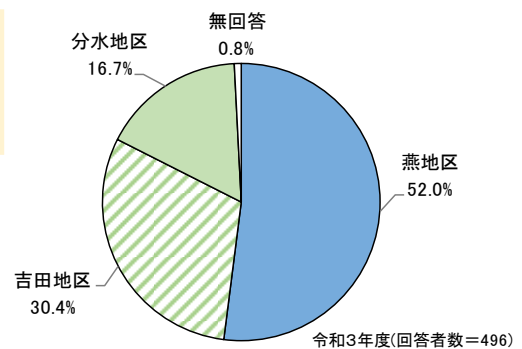
問2 あなたの年齢は令和4（2020）年1月1日現在満何歳ですか（○は1つ）

「70歳以上」の割合が 26.0%と最も高く、次いで「60～69歳」の割合が 20.6%となっています。



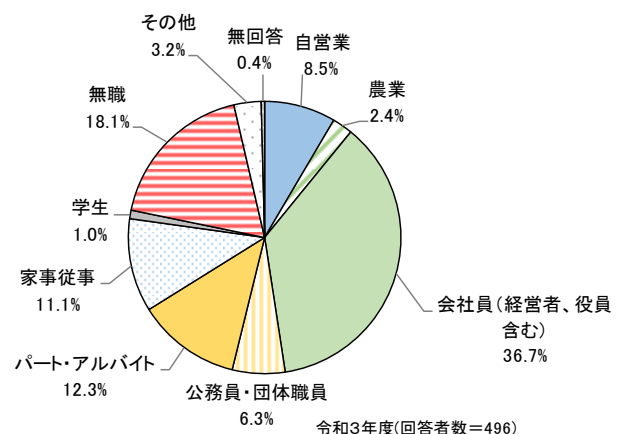
問3 あなたの現在住んでいる地区はどちらですか（○は1つ）

「燕地区」の割合が 52.0%、「吉田地区」の割合が 30.4%、「分水地区」の割合が 16.7%となっています。



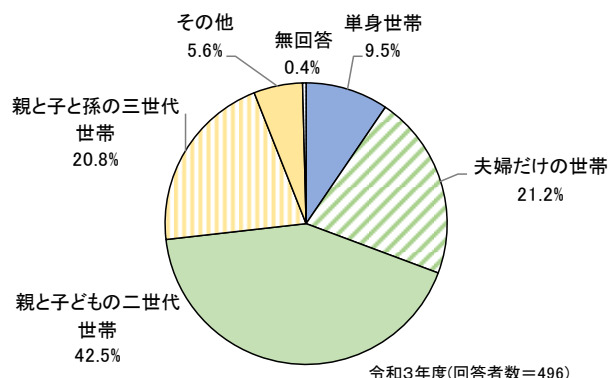
問4 あなたの主な職業は何ですか（○は1つ）

「会社員（経営者、役員含む）」の割合が 36.7%と最も高く、次いで「無職」の割合が 18.1%となっています。



問5 あなたの家族構成はどれですか（○は1つ）

「親と子どもの二世帯世帯」の割合が42.5%と最も高く、次いで「夫婦だけの世帯」の割合が21.2%、「親と子と孫の三世帯世帯」の割合が20.8%となっています。

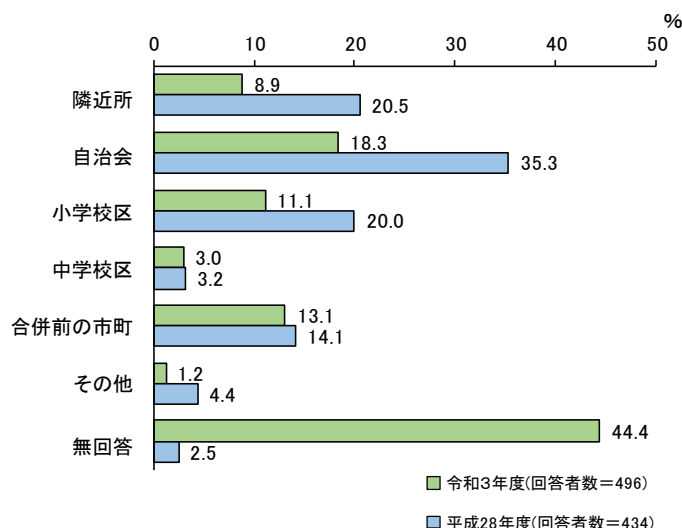


＜地域社会とのかかわりについて＞

問6 あなたの考える「地域」の範囲はどれですか（○は1つ）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と比較すると、「隣近所」、「自治会」、「小学校区」の割合が減少しています。

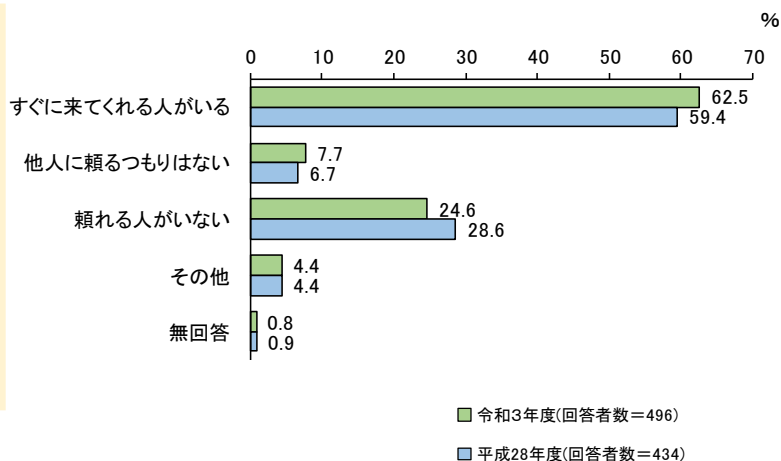
また、「無回答」の割合が最も高くなっています。



問7 緊急に自分が困ったとき、同居の家族以外に近所で頼れる人はいますか（○は1つ）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「すぐに来てくれる人がいる」の割合が最も高くなっています。

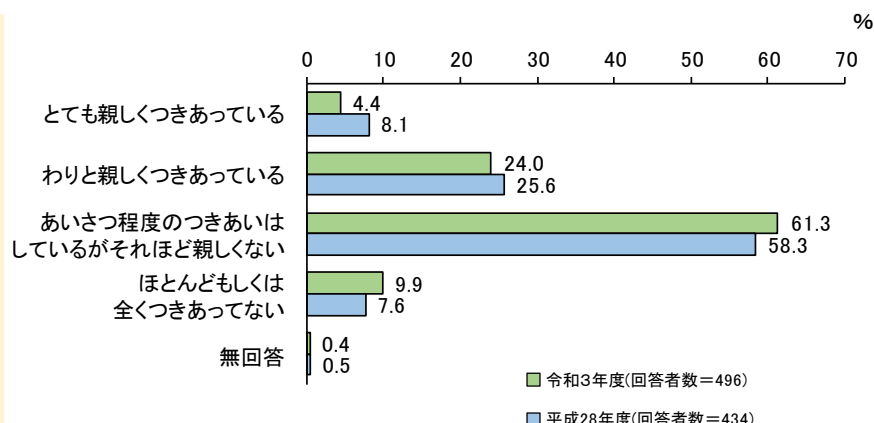
平成28（2016）年度調査と比較すると、「すぐに来てくれる人がいる」の割合が3.1%高くなった一方、「頼れる人がいない」の割合が4.0%低くなっています。



問 8 あなたは現在どの程度近所つきあいをしていますか（○は1つ）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「あいさつ程度のつきあいはしているがそれほど親しくない」の割合が最も高くなっています。

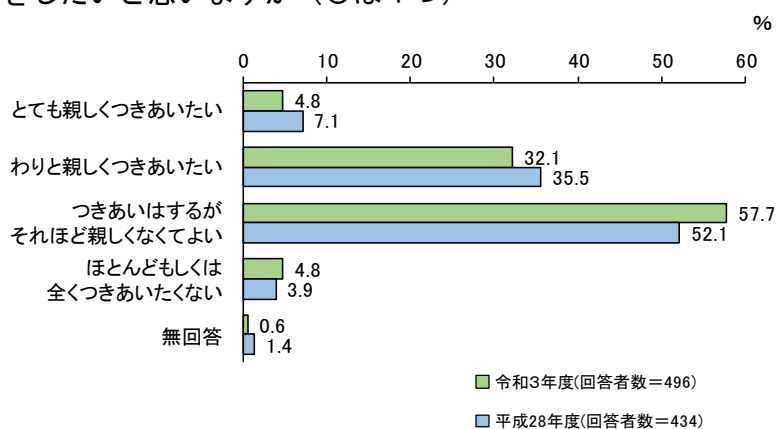
一方、平成28（2016）年度調査と比較すると、「とても親しくつきあっている」、「わりと親しくつきあっている」の割合が減少しています。



問 9 あなたは今後どの程度近所つきあいをしたいと思いますか（○は1つ）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「つきあいはするがそれほど親しくなくてよい」の割合が最も高くなっています。

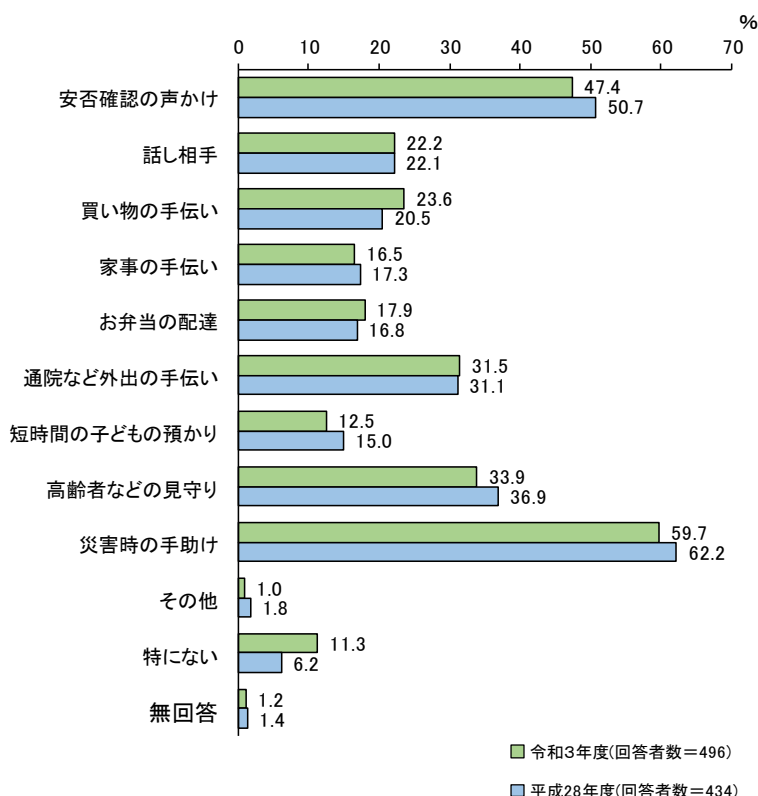
一方、平成28（2016）年度調査と比較すると、「とても親しくつきあいたい」、「わりと親しくつきあいたい」の割合が減少しています。



問 10 あなたやご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか（○はいくつでも）

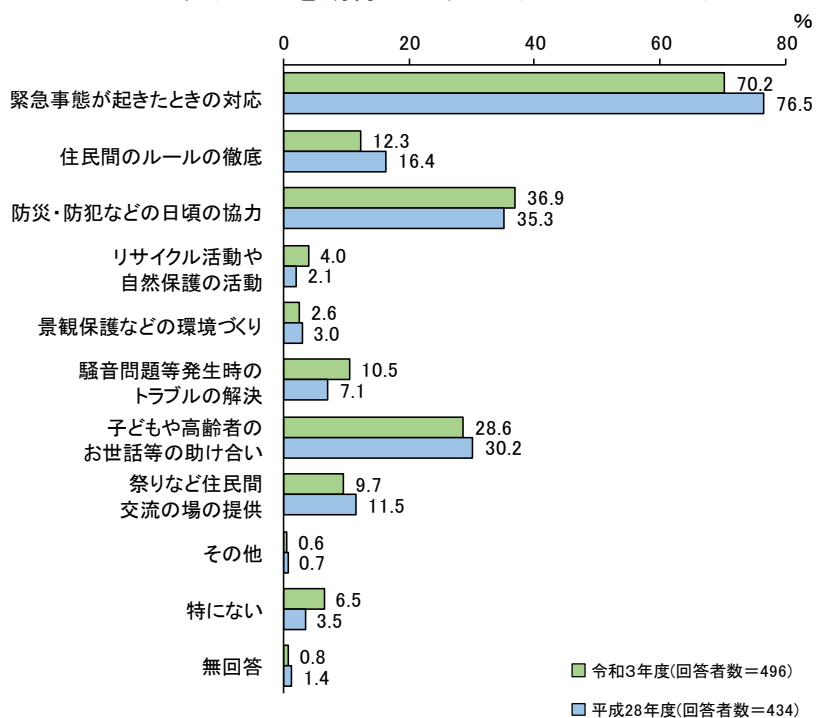
令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」の割合が高くなっています。

平成28（2016）年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



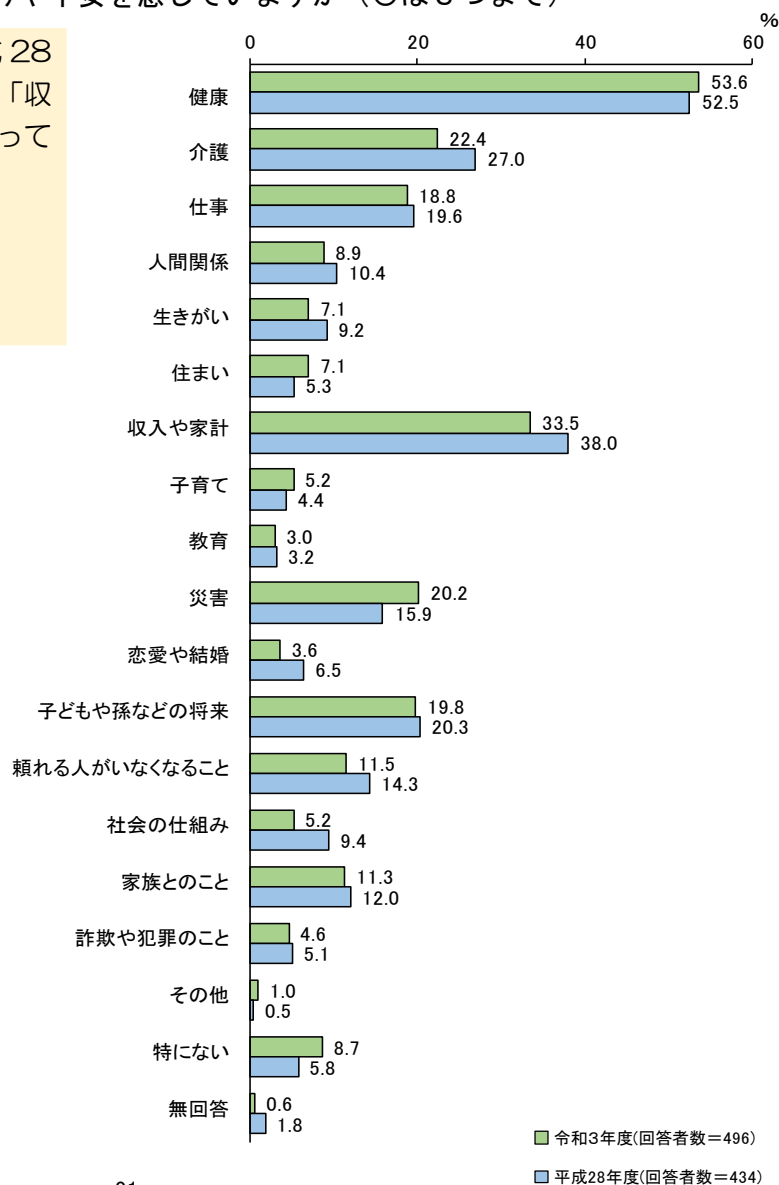
問 11 あなたは地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか（〇は2つまで）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「緊急事態が起きたときの対応」、「防災・防犯などの日頃の協力」、「子どもや高齢者のお世話等お助け合い」の割合が高くなっています。



問 12 あなたは普段、どのような悩みや不安を感じていますか（〇は3つまで）

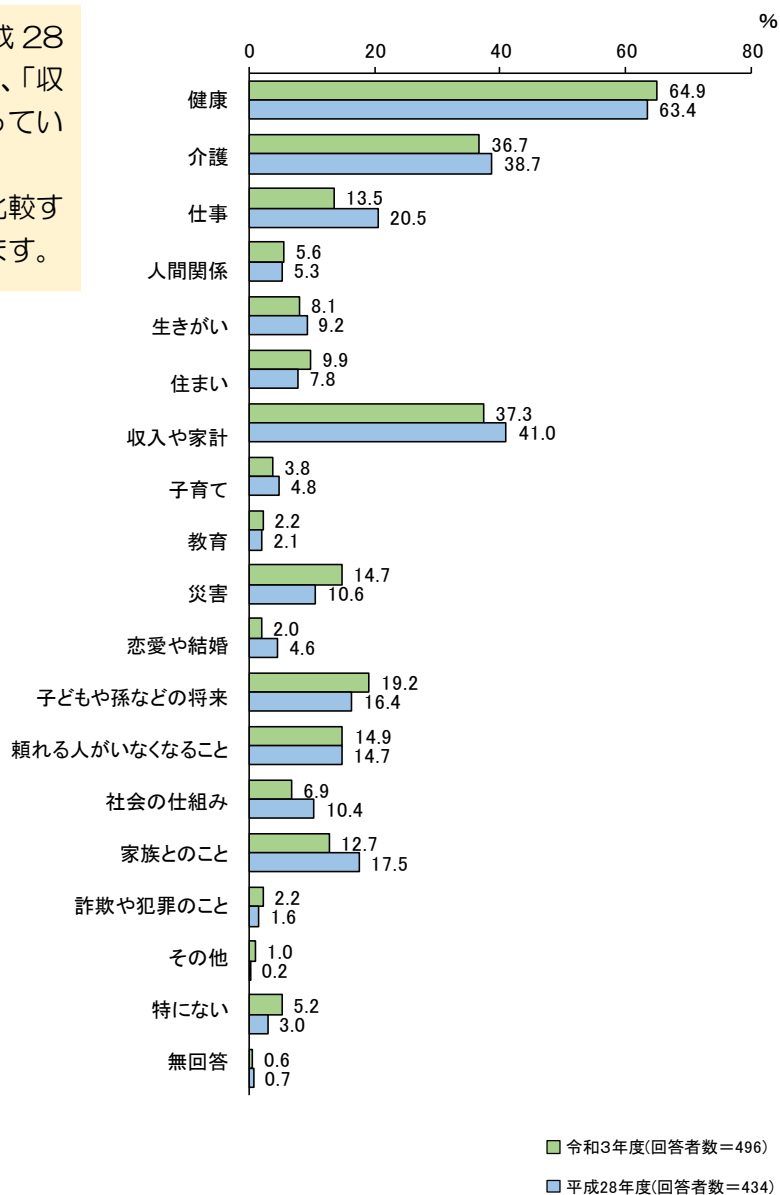
令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「健康」、「収入や家計」、「介護」の割合が高くなっています。
平成28（2016）年度調査と比較すると、「災害」の割合が高くなっています。



問 13 あなたは 10 年後を考えたとき、どのような悩みや不安を感じますか（〇は 3 つまで）

令和 3（2021）年度調査は、平成 28（2016）年度調査と同様、「健康」、「収入や家計」「介護」の割合が高くなっています。

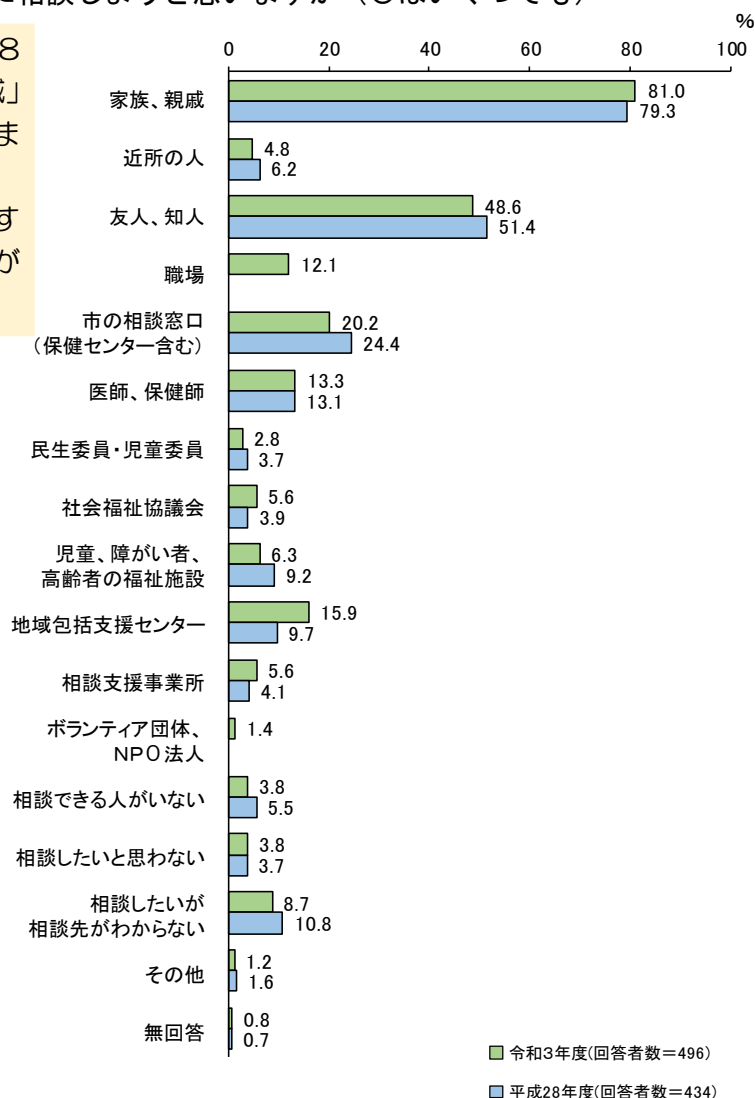
平成 28（2016）年度調査と比較すると、「災害」の割合が増加しています。



問 14 悩みや不安について、誰／どこに相談しようと思いますか（〇はいくつでも）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「家族、親戚」「友人、知人」の割合が高くなっています。

平成28（2016）年度調査と比較すると、「地域包括支援センター」の割合が増加しています。

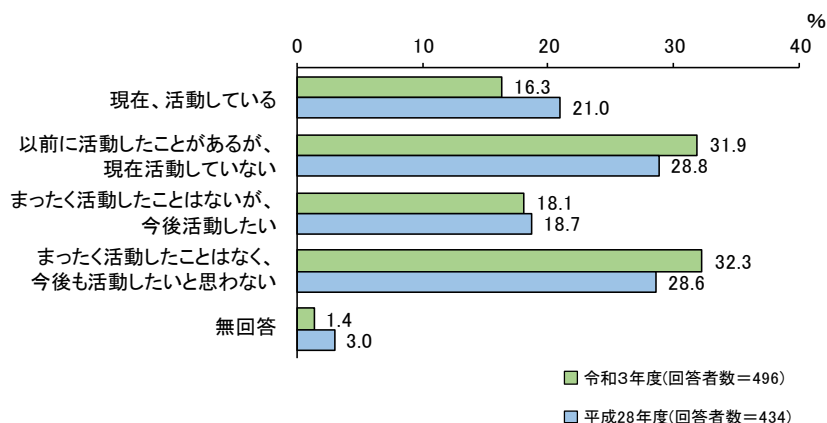


※平成28（2016）年度調査では、「職場」、「ボランティア団体、NPO法人」の選択肢はありませんでした。

<地域活動について>

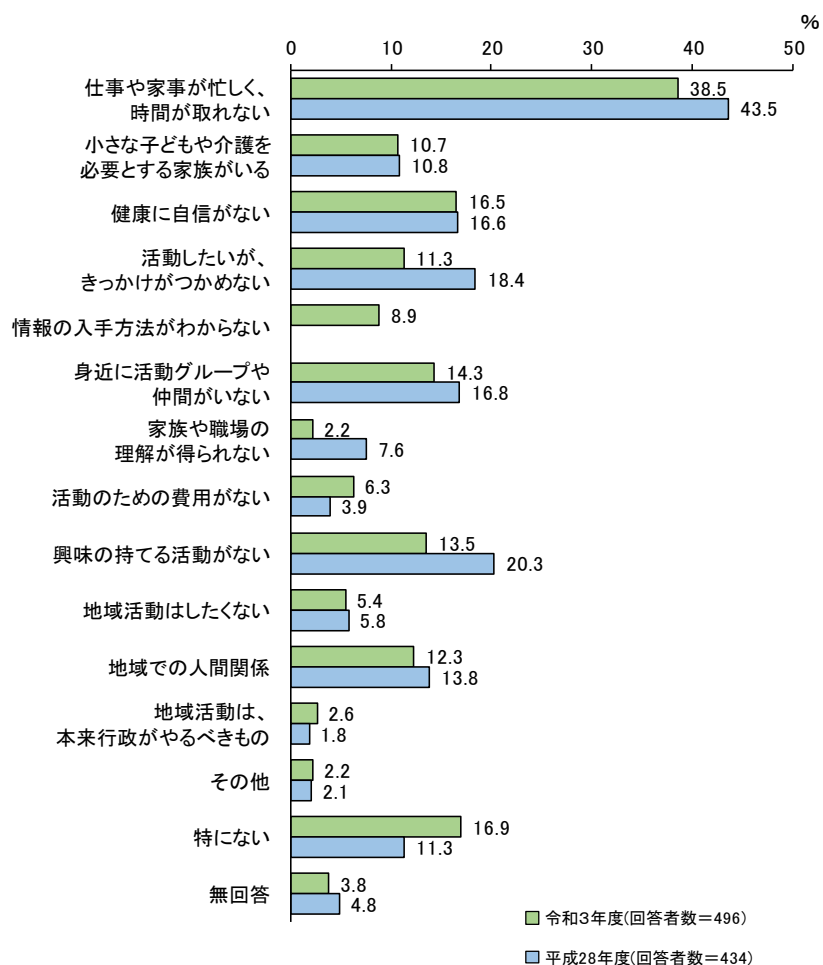
問 15 現在、地域の行事や地域活動をしていますか（〇は1つ）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「まったく活動したことはなく、今後も活動したいと思わない」、「以前に活動したことがあるが、現在活動していない」の割合が高くなっているとともに、どちらも平成28（2016）年度調査より割合が増加しています。



問 16 地域活動に参加しようとした場合に、支障となることがありますか（〇はいくつでも）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「仕事や家事が忙しく、時間が取れない」の割合が高くなっています。

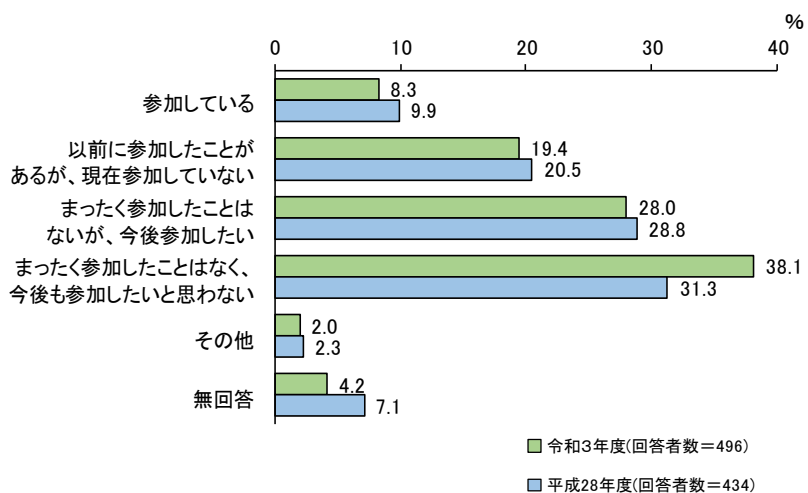


※平成28（2016）年度調査では、「情報の入手方法がわからない」の選択肢はありませんでした。

<ボランティア活動について>

問 17 あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか（〇は1つ）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」の割合が最も高くなっているとともに、平成28（2016）年度調査よりその割合が増加しています。

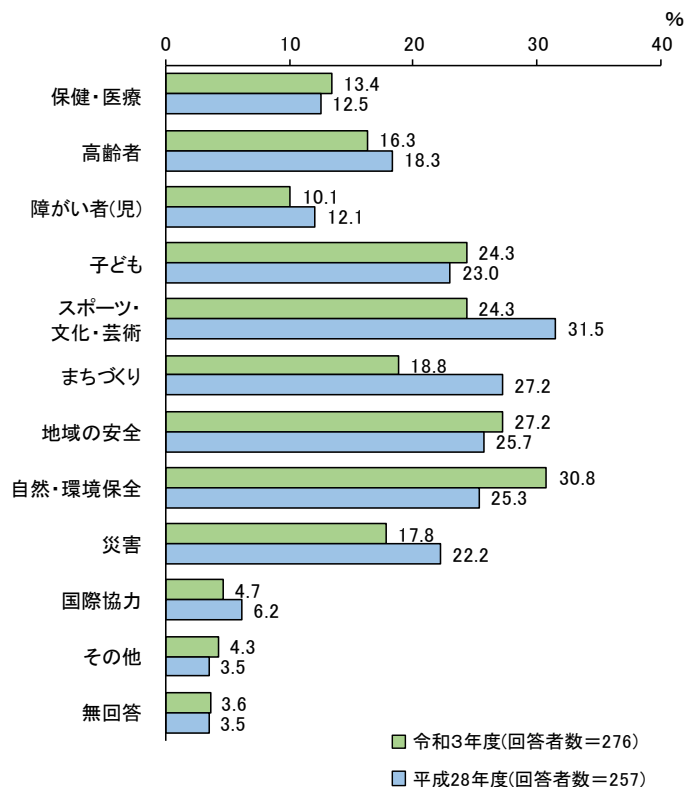


問 18 《問 17 で、「参加している」「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」「まったく参加したことはないが、今後参加したい」と答えた方へおたずねします》

今後どのような分野のボランティア活動に参加したいですか（〇はいくつでも）

令和3（2021）年度では、「自然・環境保全」の割合が最も高くなっています。

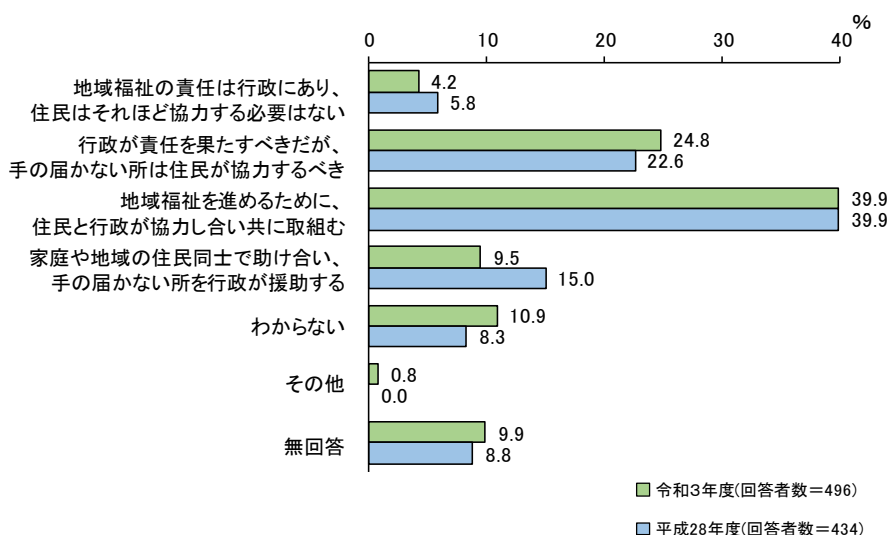
平成28(2016)年度調査と比較すると、「スポーツ・文化・芸術」、「まちづくり」の割合が低下しています。



＜地域福祉について＞

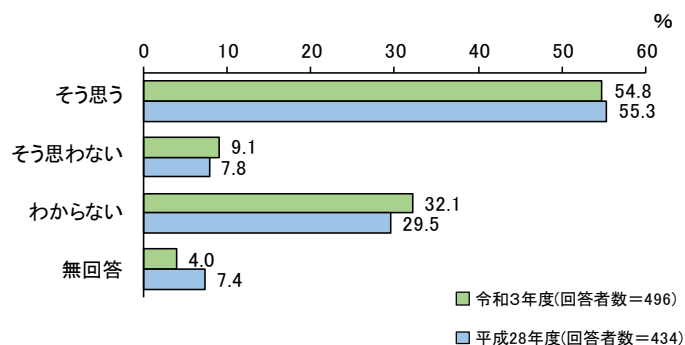
問 19 地域福祉を進めていくうえで住民と行政との関係はどうあるべきだと思いますか（〇は1つ）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「地域福祉を進めるために、住民と行政が協力し合い共に取組む」の割合が高くなっています。



問 20 今後、住民参加による福祉活動を推進することが必要であると考えられますが、どう思いますか（〇は1つ）

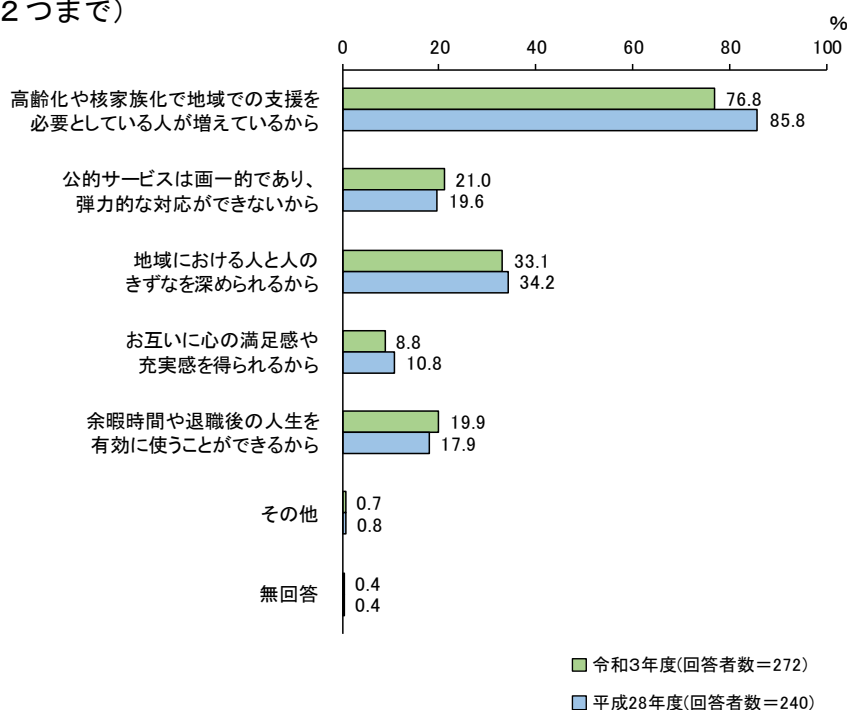
令和3（2021）年度調査は、平成 28（2016）年度調査と同様、「そう思う」の割合が最も高くなっています。



問 21 《問 20 で、「そう思う」と答えた方へおたずねします》

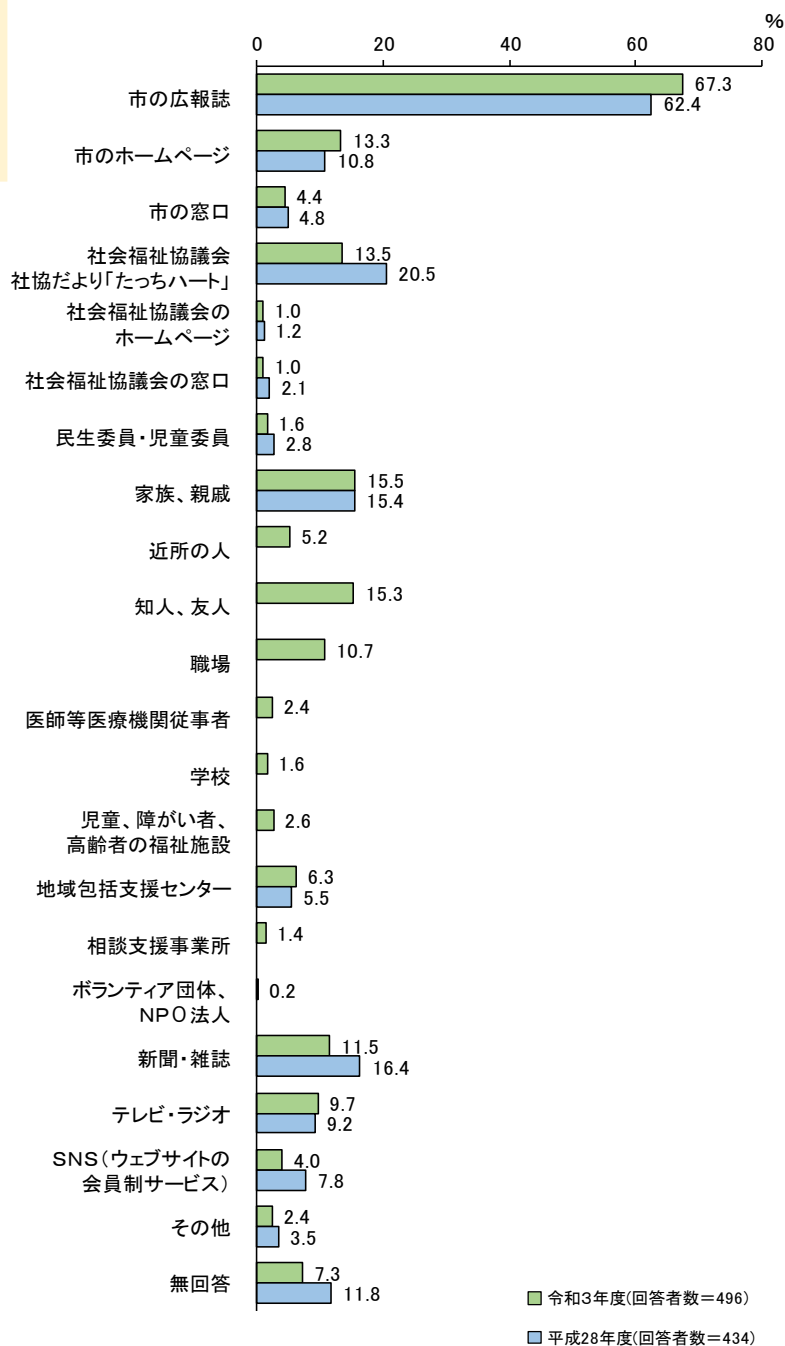
それはなぜですか（〇は2つまで）

令和3（2021）年度調査は、平成 28（2016）年度調査と同様、「高齢化や核家族化で地域での支援を必要としている人が増えているから」の割合が高くなっています。



問 22 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか（〇は3つまで）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「市の広報誌」の割合が高くなっています。

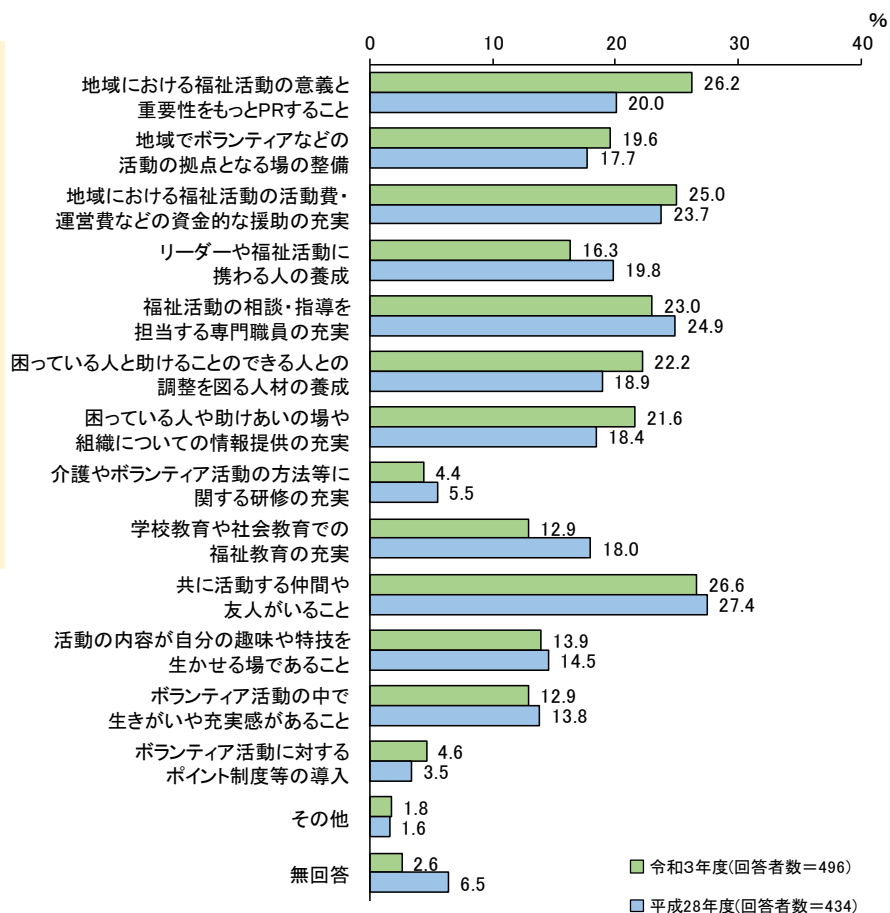


※平成28（2016）年度調査では、「近所の人」、「知人、友人」、「職場」、「医師等医療機関従事者」、「学校」、「児童、障害者、高齢者の福祉施設」、「相談支援事業所」、「ボランティア団体、NPO法人」の選択肢はありませんでした。

問 23 地域における助けあいを活発にするために、どのようなことが重要だと考えますか
(〇は3つまで)

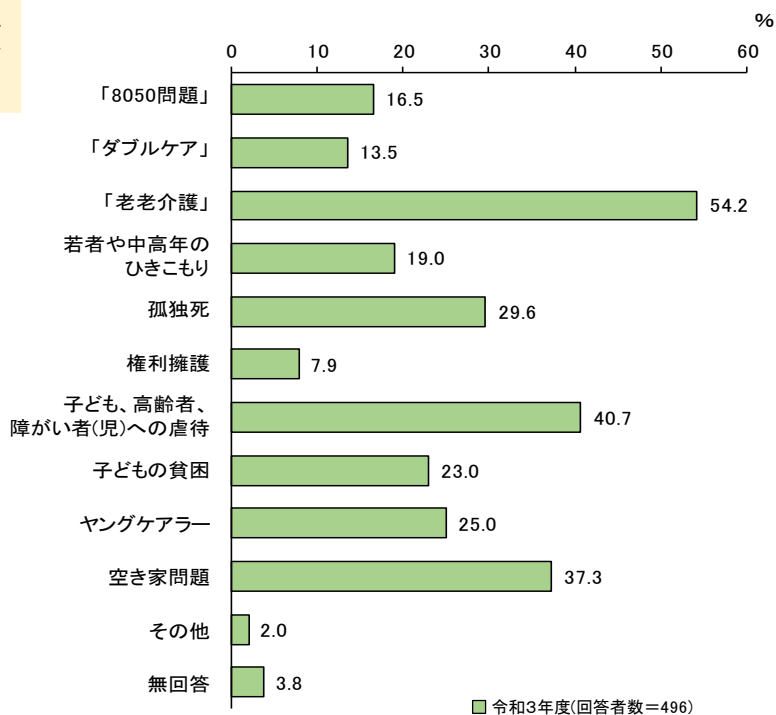
令和3(2021)年度調査は、平成28(2016)年度調査と同様、「共に活動する仲間や友人がいること」の割合が最も高くなっています。

平成28(2016)年度調査と比較すると、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRすること」の割合が増加しています。



問 24 最近の地域福祉に関する報道等で関心のあることは何ですか (〇はいくつでも)

「老老介護」、「子ども、高齢者、障がい者(児)への虐待」、「空き家問題」の順で割合が高くなっています。

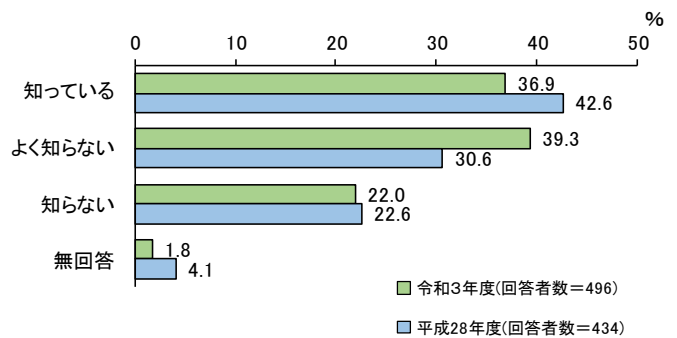


※平成28(2016)年度調査では、この設問はありませんでした。

＜燕市社会福祉協議会のことについて＞

問 25 燕市社会福祉協議会（社協）を知っていますか（○は1つ）

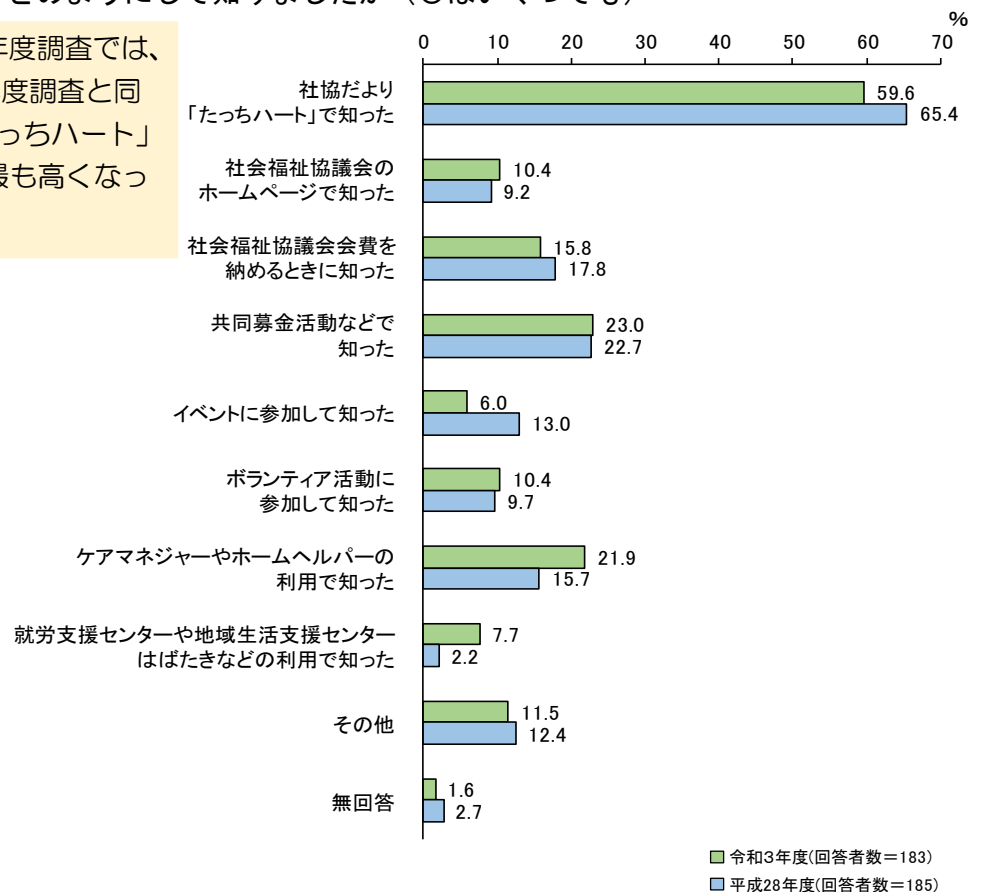
平成 28（2016）年度調査では、「知っている」の割合が最も高くなっていましたが、令和 3（2021）年度調査では、「よく知らない」の割合が「知っている」を上回って最も高くなっています。



問 26 《問 25 で、「知っている」と答えた方へおたずねします》

社会福祉協議会を、どのようにして知りましたか（○はいくつでも）

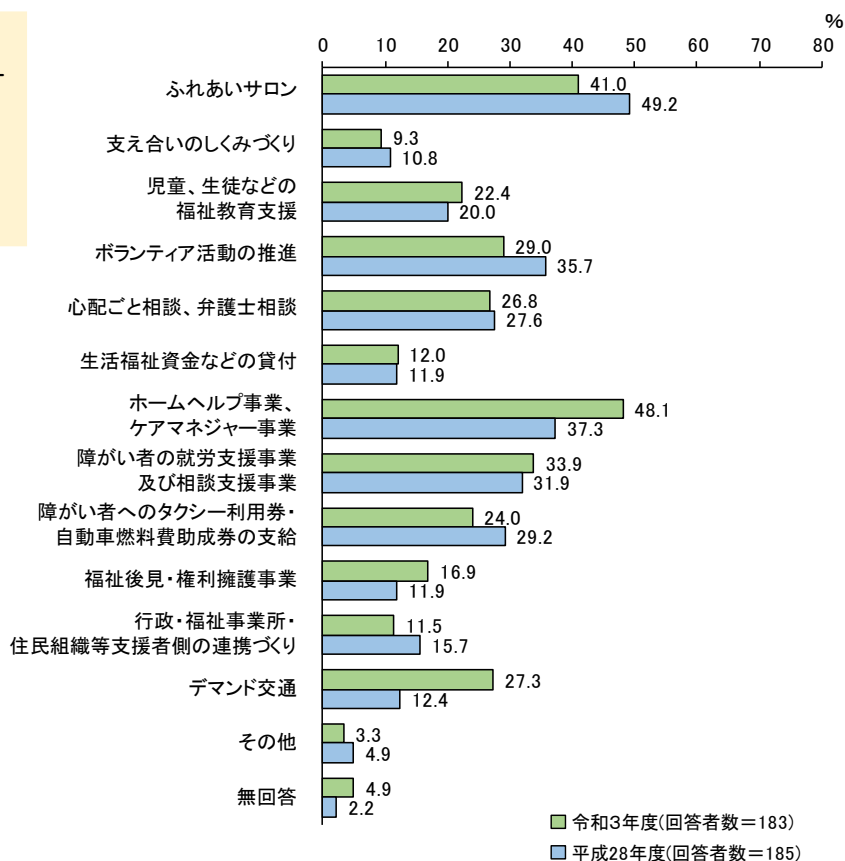
令和 3（2021）年度調査では、平成 28（2016）年度調査と同様、「社協だより「たちハート」で知った」の割合が最も高くなっています。



問 27 《問 25 で、「知っている」と答えた方へおたずねします》

あなたは社会福祉協議会がどのような活動を行っているか知っていますか（〇はいいくつでも）

令和3（2021）年度調査では、「ホームヘルプ事業、ケアマネジャー事業」、「ふれあいサロン」の順で割合が高くなっています。

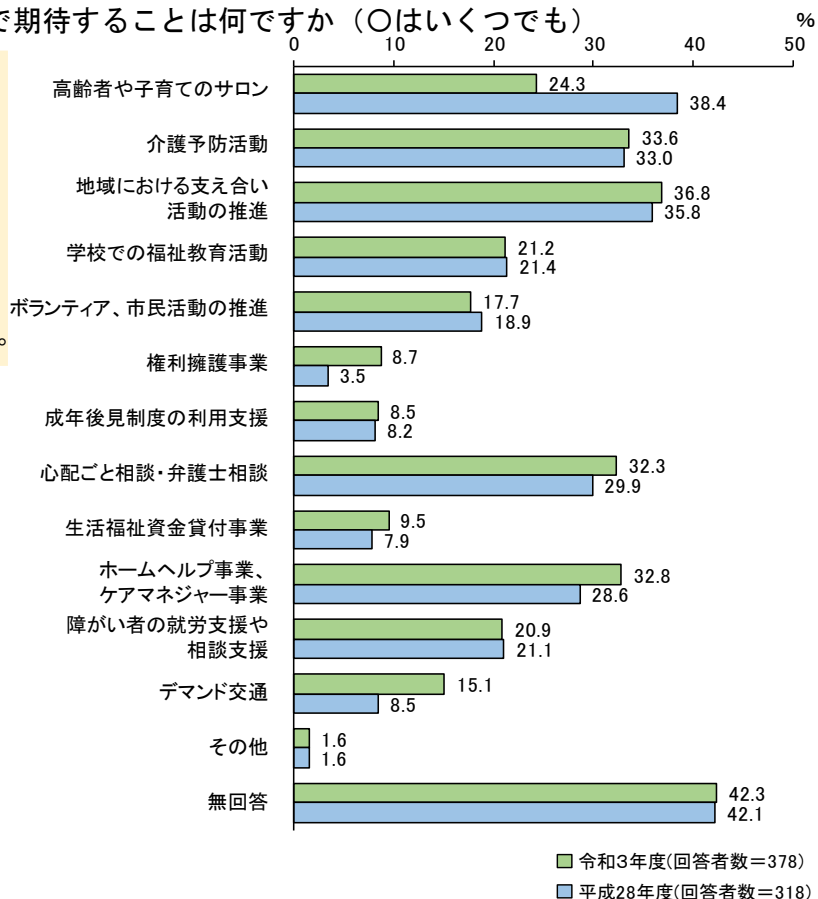


問 28 《問 25 で、「知っている」または「よく知らない」と答えた方へおたずねします》

社会福祉協議会の活動の中で期待することは何ですか（〇はいいくつでも）

令和3（2021）年度調査では、「地域における支え合い活動の推進」、「介護予防活動」の割合が高くなっています。

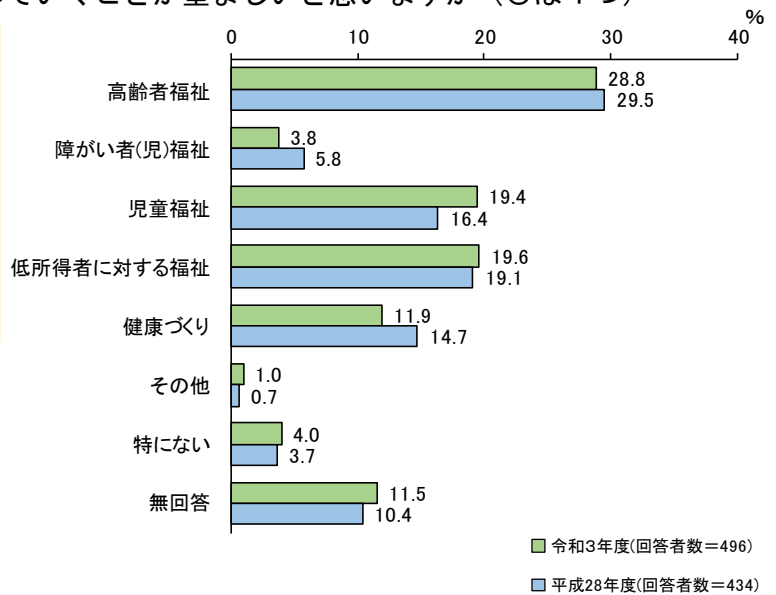
平成28（2016）年度調査と比較すると、「高齢者や子育てのサロン」の割合が減少しています。



＜これからのまちづくりについて＞

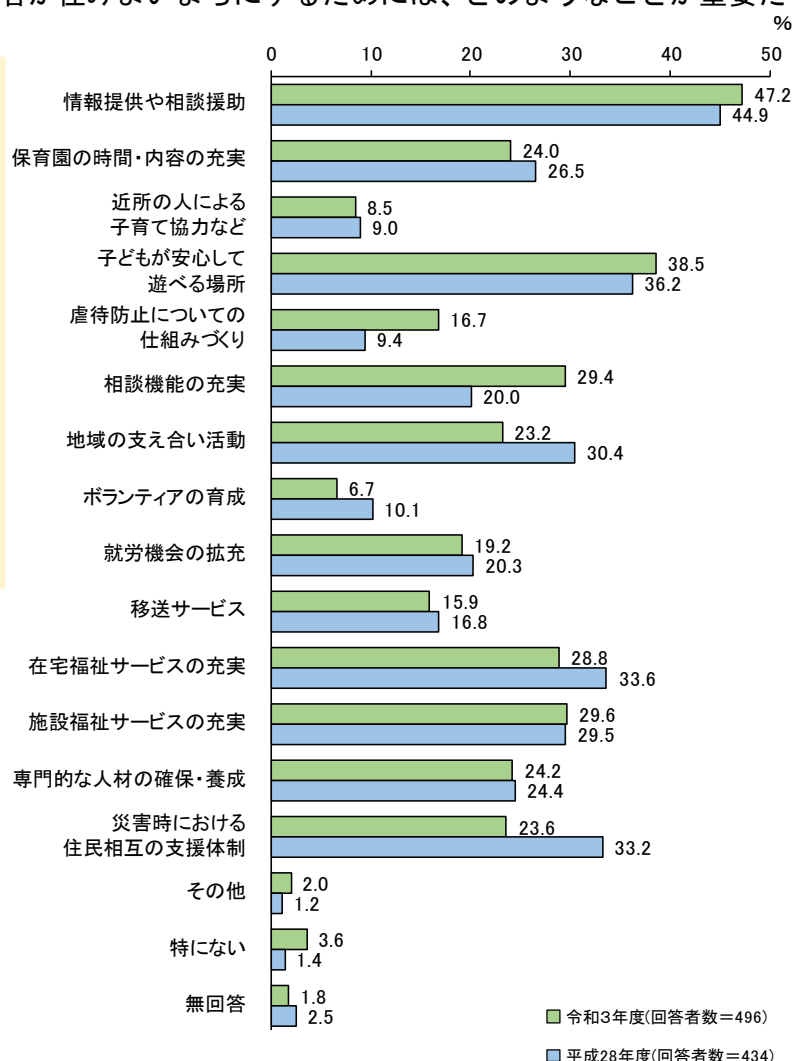
問 29 今後、さらに少子高齢化が進展していくものと予想されていますが、限られた財源の中で、どのような福祉分野を特に重視していくことが望ましいと思いますか（〇は1つ）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「高齢者福祉」の割合が高くなっています。
平成28（2016）年度調査と比較すると、「児童福祉」の割合が増加しています。



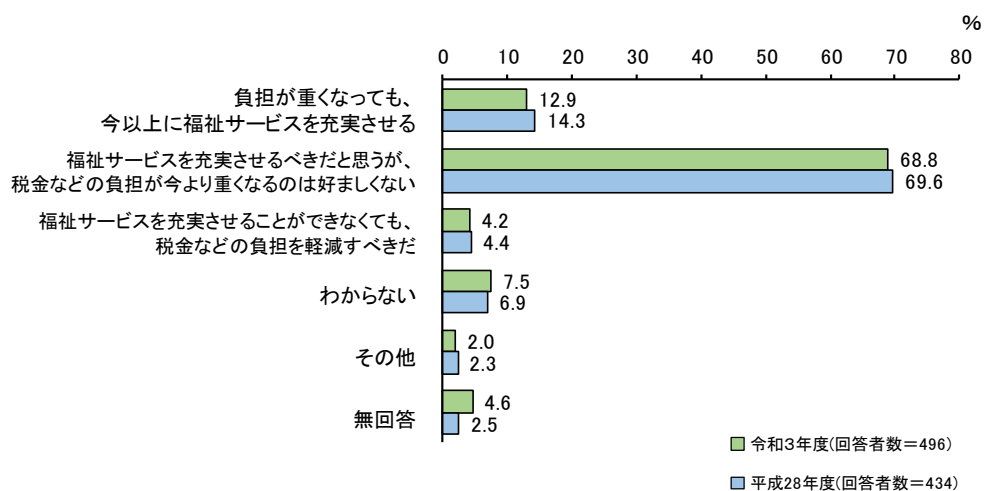
問 30 子どもや高齢者、障がい児・者が住みよいまちにするためには、どのようなことが重要だと考えますか（〇は5つまで）

令和3（2021）年度調査は、平成28（2016）年度調査と同様、「情報提供や相談援助」、「子どもが安心して遊べる場所」の割合の順で高くなっています。
平成28（2016）年度調査と比較すると、「虐待防止についての仕組みづくり」、「相談機能の充実」の割合が増加し、「地域の支え合い活動」、「災害時における住民相互の支援体制」の割合が減少しています。



問 31 福祉サービスを充実させることと、その財源となる税金などの負担について、あなたのお考えに最も近いのは次のどの意見ですか（○は1つ）

令和3（2021）年度調査は、平成 28（2016）年度調査と同様、「福祉サービスを充実させるべきだと思うが、税金などの負担が今より重くなるのは好ましくない」の割合が最も高くなっています。



2 燕市地域福祉計画推進委員会要綱

平成 21 年 3 月 27 日

告示第 56 号

改正 平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号

平成 29 年 3 月 23 日告示第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、燕市附属機関設置条例(平成 20 年燕市条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、燕市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、燕市地域福祉計画(以下「計画」という。)の進捗状況を管理し、かつ、推進を図ることを目的として、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の評価に関すること。
- (3) その他計画の推進に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により選任された市民
- (3) 市民関係団体を代表する者
- (4) 福祉関係団体を代表する者
- (5) 保健及び医療関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日告示第 40 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(燕市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 燕市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成 19 年燕市告示第 101 号)は、廃止する。

3 燕市地域福祉活動計画推進委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人燕市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第33条第1項の規定に基づき、燕市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、燕市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の進捗状況を管理し、かつ、推進を図ることを目的として、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の評価に関すること。
- (3) その他計画の推進に必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 自治組織代表
- (3) 福祉施設・NPO団体等の関係者
- (4) ボランティア
- (5) 学識経験者
- (6) 本会理事・評議員
- (7) その他会長が特に必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(燕市地域福祉活動計画評価委員会設置要綱の廃止)

2 燕市地域福祉活動計画評価委員会設置要綱(平成26年1月1日施行)は、廃止する。

(燕市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 燕市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱(平成24年6月1日施行)は、廃止する。

4 第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画策定経過

市・地域福祉計画策定取組

社協・地域福祉活動計画策定取組

両計画策定取組

開催日	活 動 内 容	備 考
令和3(2021)年度 8月2日	第1回燕市地域福祉計画推進委員会	・第4次燕市地域福祉計画策定に関するアンケートの実施について
10月～11月	燕市地域福祉計画策定に関するアンケート	・第4次燕市地域福祉計画策定に関するアンケートの実施、集計、分析作業
2月～3月	第2回燕市地域福祉計画推進委員会(書面)	・第4次燕市地域福祉計画策定に関するアンケート集計分析結果の概要および計画策定スケジュールについて
3月24日	市と社会福祉協議会事業担当者の情報交換会	・第4次燕市地域福祉計画と第4次燕市地域福祉活動計画の策定の進め方について
3月25日	第4次燕市地域福祉活動計画策定にむけた検討会	・アドバイザーと第4次燕市地域福祉活動計画の策定方針について
3月31日	市と社会福祉協議会事業担当者の情報交換会	・第4次燕市地域福祉計画と第4次燕市地域福祉活動計画の策定方針について
令和4(2022)年度 4月25日	第1回燕市地域福祉計画推進委員会	・第4次燕市地域福祉計画策定方針について
5月11日	市と社会福祉協議会事業担当者の情報交換会	・第4次燕市地域福祉計画と第4次燕市地域福祉活動計画の策定方針について
6月10日	両計画推進委員長会議	・第4次燕市地域福祉計画と第4次燕市地域福祉活動計画の策定方針について
6月30日	燕市地域福祉活動計画アドバイザー打合せ	・第1回燕市地域福祉活動計画推進委員会の進め方について
7月12日	燕市地域福祉活動計画委員長打合せ	・第1回燕市地域福祉活動計画推進委員会の進め方について
7月14日	第1回燕市地域福祉活動計画推進委員会	・第3次燕市地域福祉活動計画のまとめについて ・第4次燕市地域福祉活動計画策定について
7月22日	第2回燕市地域福祉計画推進委員会	・第3次燕市地域福祉計画の評価および第4次燕市地域福祉計画の骨子(案)について
7月29日	燕市地域福祉活動計画素案作成ワーキング(1回目)	・社会福祉協議会職員による第4次燕市地域福祉活動計画(素案)作成
8月10日	燕市地域福祉活動計画素案作成ワーキング(2回目)	・社会福祉協議会職員による第4次燕市地域福祉活動計画(素案)作成
8月17日	燕市地域福祉活動計画素案作成ワーキング(3回目)	・社会福祉協議会職員による第4次燕市地域福祉活動計画(素案)作成
8月18日	燕市地域福祉活動計画素案作成ワーキング(4回目)	・社会福祉協議会職員による第4次燕市地域福祉活動計画(素案)作成

開催日	活 動 内 容	備 考
8 月 24 日	燕市地域福祉活動計画素案作成ワーキング(5回目)	・ 社会福祉協議会職員による第4次燕市地域福祉活動計画(素案)作成
8 月 25 日	第2回燕市地域福祉活動計画推進委員会(書面)	・ 第4次燕市地域福祉活動計画(素案)について委員による意見集約
8 月 31 日	燕市地域福祉活動計画素案作成ワーキング(6回目)	・ 社会福祉協議会職員による計画(素案)作成
9 月 8 日	第3回燕市地域福祉活動計画推進委員会(書面)	・ 第4次燕市地域福祉活動計画(素案)について委員による意見集約
9 月 15 日	市と社会福祉協議会事業担当者の情報交換会	・ 第4次燕市地域福祉計画と第4次燕市地域福祉活動計画の進め方について
9 月 16 日	第4回燕市地域福祉活動計画推進委員会(書面)	・ 第4次燕市地域福祉活動計画(素案)について委員による意見集約
9 月 21 日	燕市地域福祉活動計画委員長、アドバイザー打合せ	・ 第5回燕市地域福祉活動計画推進委員会の進め方について
9 月 22 日	第5回燕市地域福祉活動計画推進委員会	・ 第4次燕市地域福祉活動計画(素案)について ・ 燕市地域福祉計画推進委員会との合同会議に向けて
10 月 4 日	【合同会議】 第3回燕市地域福祉計画推進委員会 第6回燕市地域福祉活動計画推進委員会	・ 第4次燕市地域福祉計画、第4次燕市地域福祉活動計画(素案)について
10 月 31 日	第7回燕市地域福祉活動計画推進委員会	・ 第4次燕市地域福祉活動計画(素案)について委員による意見集約のまとめ
11 月 7 日	第4回燕市地域福祉計画推進委員会	・ 第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画(素案)について
12 月 5 日	市議会議員協議会	・ 第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画(素案)について
12 月 6 日 ～12 月 27 日	パブリックコメント	・ 第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画(素案)について
1 月 27 日	第5回燕市地域福祉計画推進委員会	・ 第4次燕市地域福祉計画、第4次燕市地域福祉活動計画(案)について
1 月 31 日	第8回燕市地域福祉活動計画推進委員会	・ 第4次燕市地域福祉活動計画(案)について
2 月 22 日	市議会議員協議会	・ 第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画(案)について
3 月 13 日	燕市社会福祉協議会理事会	・ 第4次燕市地域福祉活動計画(案)について報告
3 月 23 日	燕市社会福祉協議会評議員会	・ 第4次燕市地域福祉活動計画(案)について報告

5 燕市地域福祉計画推進委員会委員名簿等

<燕市地域福祉計画推進委員会委員名簿>

(敬称略)

No.	選出区分	氏 名	役 職 等
1	学識経験者 及び有識者	李 在 憶	新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科 准教授
2	市民 (公募)	山 宮 貞 資	燕市地藏堂本町
3	市民 (公募)	伊 藤 ミン子	燕市三王湧
4	市民関係団体	笹 川 常 夫	燕市自治会協議会監事
5	市民関係団体	高 野 雅 哉	燕商工会議所事務局長
6	市民関係団体	佐 藤 稔	燕市民生委員児童委員協議会会長
7	福祉関係者	佐 野 一 美	社会福祉法人 つばめ福祉会 本部事務局 サービス管理室長
8	福祉関係者	荒 川 秀 子	社会福祉法人 吉田福祉会 特別養護老人ホーム太陽の園 園長
9	福祉関係者	片 山 達 也	社会福祉法人 桜井の里福祉会 特別養護老人ホーム分水の里 施設長
10	保健・医療関係者	甲 田 豊	一般社団法人 燕市医師会顧問 医療法人社団 甲田内科クリニック院長

<燕市地域福祉計画策定事務局名簿>

No.	氏 名	役 職 等
1	原 田 幸 治	燕市健康福祉部長
2	鈴 木 弘 幸	燕市健康福祉部社会福祉課長
3	大 西 公 江	燕市健康福祉部社会福祉課課長補佐
4	安達 佳奈恵	燕市健康福祉部社会福祉課主任

6 燕市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿等

< 燕市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿 >

(敬称略)

No.	選出区分	氏 名	役 職 等
1	福祉施設・NPO 団体等の関係者	星 井 勝 博	社会福祉法人吉田福祉会常務理事
2	民生委員児童委員代表	佐 藤 稔	燕市民生委員児童委員協議会会長
3	自治組織代表	田 邊 一 郎	燕市自治会協議会会長
4	本会理事・評議員	三 浦 章 子	社会福祉法人燕市社会福祉協議会評議員
5	福祉施設・NPO 団体等の関係者	川村 小津江	社会福祉法人桜井の里福祉会 業務執行理事・総合施設長
6	福祉施設・NPO 団体等の関係者	秋 元 延 子	NPO 法人「結」ひまわりの家自立訓練所施設長
7	その他会長が必要と認める者	久住 三千代	分水小学校区支え合い活動相談員
8	ボランティア	関 崎 智 弥	おたがいさまサロン代表
9	福祉施設・NPO 団体等の関係者	関 口 悟	社会福祉法人つばめ福祉会／ 地域包括支援センターさわたり管理者
10	本会理事・評議員	玉 木 正 方	社会福祉法人燕市社会福祉協議会評議員
11	その他会長が必要と認める者	高桑 紀美江	燕西地区支え合い活動相談員
12	その他会長が必要と認める者	西 村 博	吉田学校町「みんなの茶の間」代表
13	その他会長が必要と認める者	今 井 文 幸	栗生津地区協議会会長

＜燕市地域福祉活動計画推進委員会アドバイザー、オブザーバー名簿＞

(敬称略)

区分	氏 名	役 職 等
アドバイザー	金 井 敏	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 教授

No.	区分	氏 名	役 職 等
1	オブザーバー	山 岡 重 雄	社会福祉法人燕市社会福祉協議会会長
2	オブザーバー	中 野 邦 雄	社会福祉法人燕市社会福祉協議会副会長
3	オブザーバー	小越 ゆみ子	社会福祉法人燕市社会福祉協議会副会長

＜燕市地域福祉活動計画推進委員会事務局名簿＞

No.	氏 名	役 職 等
1	宮 路 一 規	常務理事、燕支所長、分水支所長
2	田 瀬 信 行	事務局長、燕市障がい者地域生活支援センター長
3	中川 かおる	事務局次長、就労支援センター長
4	佐 藤 雅 之	総務課長
5	霜 鳥 高 子	介護事業課長
6	車 田 圭	地域福祉課長、福祉後見・権利擁護センター長
7	稲 田 泰 紀	地域福祉課 地域福祉係長
8	佐藤 めぐみ	地域福祉課 ボランティア・市民活動センター長
9	渡 邊 誠	地域福祉課 地域福祉係主任

7 用語解説

あ行

アンケート調査結果

資料編 1 の第 4 次燕市地域福祉計画策定に関するアンケート調査結果。

インフォーマルサービス

家族が行う支援や隣近所、ボランティア、NPO 等の市民活動団体、企業等が行う支援活動で、公的なサービス以外のもの。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がいのある人など、心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブサイトで提供される情報を利用できるようにすること。

か行

健康寿命の延伸

一生のうちで、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をできるだけ延ばすこと。

更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら更生保護活動を行う拠点。

交通弱者

自分で自動車を運転できず、移動を制約される高齢者や障がいのある人のこと。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例) 障がいの特性に応じて席を決める、筆談・手話等によるコミュニケーション

交流の場

地域住民が気軽に集まり、主体的に活動内容を決め、誰もが参加できる地域交流の場。交流の場に参加することで、自身の役割や生きがいを見出し社会参加の意欲を高めるほか、閉じこもり防止、介護予防、認知症予防等につながる。

こども家庭センター

すべての妊産婦や子育て世帯の相談を受ける機能と貧困や虐待等の問題を抱えた家庭に対応する機能を統合して一体的に相談支援等を行う機関で、令和6（2024）年度から市町村への設置が努力義務化される。

子ども食堂

無料又は低価格で子どもや保護者等に食事や居場所を提供するコミュニティの場。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人のこと。

コミュニティバス

市民の移動手段を確保するために市町村等が運行するバス。

さ行

社会的孤立

家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態のこと。

「社会を明るくする運動」

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動。

障がい者基幹相談支援センター

障がいのある人への相談支援等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関。

情報バリアフリー

高齢者や障がいのある人を含むすべての人が、支障なく情報通信を利用できるようにすること。

ソーシャルインクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

た行

ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）をもつ、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。

地域生活定着支援センター

矯正施設から退所し、福祉の支援を必要とする高齢者や障がいのある人が地域社会に復帰するため、福祉サービス利用の橋渡しを行う機関。

地域連携ネットワーク

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう適切な支援を行うための、市町村と関係機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所など）による連携体制のこと。

地区支え合い活動推進委員会

概ねまちづくり協議会のエリアごとに組織されている、地域住民の相談や交流の場。

中核機関

成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関。

デマンド交通

利用者の事前予約により、指定された時間に指定された場所へ運行する地域公共交通。

閉じこもり

寝たきり等ではないにもかかわらず、家からほとんど外出せずに過ごしている状態のこと。

は行

8050 問題

ひきこもり問題が解決されないまま長期化している子どもを高齢の親が支えている状態のこと。

バリアフリー化

高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くこと。

例) 階段や通路への手すり設置、段差に対してのスロープ設置 など。

犯罪被害者等

犯罪等により被害を被った人およびその家族又は遺族。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

貧困の連鎖

貧困家庭の子どもが、親の収入が少なく十分な教育を受けられないため、進学や就職の機会に恵まれず十分な収入を得られないことから、大人になっても貧困の状態から抜け出せず、次の世代へ連鎖すること。

フードバンク

まだ食べられるのに不要になった食品を個人や企業から無償で受け取り、それらを必要とする人へ無償で提供する取組。

福祉的就労

障がい等の理由で一般就労が難しい場合に働く場を提供する福祉サービス。

や行

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもとされている。

有償ボランティア活動事業

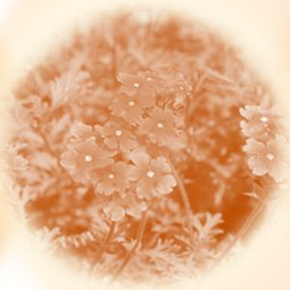
暮らしの中で困りごとのある人（利用者）とお手伝いできる人（協力者）が会員となり、有償で助け合うお互いさまの取組。愛称は「すけっとつばめ」。

ユニバーサルデザイン

国籍や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が快適に利用できるよう製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等への適切な支援を目的に、関係機関等が情報を共有し、連携して支援の協議を行う組織。



燕ささえあいプラン

第 4 次 燕 市 地 域 福 祉 計 画
第 4 次 燕 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

令和 5 年度～令和 9 年度
(2023) (2027)